

別紙 1 - 3

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に
関する基準

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表	別表
指定施設サービス等介護給付費単位数表	指定施設サービス等介護給付費単位数表
1 介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設サービス
イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）	イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）
介護福祉施設サービス費	介護福祉施設サービス費
（一）介護福祉施設サービス費）	（一）介護福祉施設サービス費）
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
（二）介護福祉施設サービス費）	（二）介護福祉施設サービス費）
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
経過の小規模介護福祉施設サービス費	経過の小規模介護福祉施設サービス費
（一）経過の小規模介護福祉施設サービス費）	（一）経過の小規模介護福祉施設サービス費）
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
（二）経過の小規模介護福祉施設サービス費）	（二）経過の小規模介護福祉施設サービス費）
a 要介護1	a 要介護1
573単位	559単位
641単位	627単位
712単位	697単位
780単位	765単位
847単位	832単位
573単位	559単位
641単位	627単位
712単位	697単位
780単位	765単位
847単位	832単位
675単位	661単位
741単位	726単位
812単位	797単位
878単位	862単位
942単位	926単位
675単位	661単位

b	要介護 2	741単位
c	要介護 3	812単位
d	要介護 4	878単位
e	要介護 5	942単位

□ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）

 ユニット型介護福祉施設サービス費

 (一) ユニット型介護福祉施設サービス費

a	要介護 1	652単位
b	要介護 2	720単位
c	要介護 3	793単位
d	要介護 4	862単位
e	要介護 5	929単位

 (二) 経過のユニット型介護福祉施設サービス費

a	要介護 1	652単位
b	要介護 2	720単位
c	要介護 3	793単位
d	要介護 4	862単位
e	要介護 5	929単位

経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費

 (一) 経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費

a	要介護 1	747単位
b	要介護 2	813単位
c	要介護 3	885単位
d	要介護 4	950単位
e	要介護 5	1,015単位

 (二) 経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費

a	要介護 1	747単位
b	要介護 2	813単位
c	要介護 3	885単位
d	要介護 4	950単位
e	要介護 5	1,015単位

b	要介護 2	726単位
c	要介護 3	797単位
d	要介護 4	862単位
e	要介護 5	926単位

□ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）

 ユニット型介護福祉施設サービス費

 (一) ユニット型介護福祉施設サービス費

a	要介護 1	638単位
b	要介護 2	705単位
c	要介護 3	778単位
d	要介護 4	846単位
e	要介護 5	913単位

 (二) ユニット型介護福祉施設サービス費

a	要介護 1	638単位
b	要介護 2	705単位
c	要介護 3	778単位
d	要介護 4	846単位
e	要介護 5	913単位

ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費

 (一) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費

a	要介護 1	732単位
b	要介護 2	798単位
c	要介護 3	869単位
d	要介護 4	934単位
e	要介護 5	998単位

 (二) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費

a	要介護 1	732単位
b	要介護 2	798単位
c	要介護 3	869単位
d	要介護 4	934単位
e	要介護 5	998単位

注 1 ~ 4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第八十六号の二

6 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第八十六号の三

7 ~ 10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、については3月に1回を限度として1月につき、については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注12を算定している場合は、は算定せず、は1月につき00単位を所定単位数に算定する。

— 生活機能向上連携加算 100 単位
— 生活機能向上連携加算 200 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定め

注 1 ~ 4 (略)

(新設)

(新設)

5 ~ 8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注0を算定している場合は、1月につき00単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

る基準第四十二号の四

- 12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注15及び注17において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算()として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算()を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算()として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において

- 10 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注12及び注14において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

（新設）

、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

— ADL維持等加算 30 単位
— ADL維持等加算 60 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第十六号の二

「別に厚生労働大臣が定める期間」=厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第五十六号の二

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、夕を算定している場合は、算定しない。

15～18（略）

19 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注18に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

20・21（略）

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、夕を算定している場合は、算定しない。

12～15（略）

16 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注15に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

17・18（略）

八 (略)

二 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

ホ (略)

(削る)

△ 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する

。

八 (略)

二 再入所時栄養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、へを算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

△ 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

ト 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限

(削る)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第八十六号の四

上 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及び口の注6を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

下 経口維持加算 400単位
経口維持加算)

る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

上 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

下 経口維持加算 400単位
経口維持加算)

経口維持加算)

100 単位

注 1 については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注 6 又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

(削る)

経口維持加算)

100 単位

注 1 については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注 3 において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であつても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

又 口腔衛生管理体制加算

30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数

リ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

— 口腔衛生管理加算 90 単位

— 口腔衛生管理加算 110 単位

(削る)

(削る)

(削る)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第六十九号

ヌ・ル (略)

ヲ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算()として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,2

を加算する。

ル 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

ヲ・ワ (略)

カ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算()として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死

80単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算()として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算()を算定している場合は、算定しない。

ワ～タ (略)

レ 褥瘡マネジメント加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 褥瘡マネジメント加算 3 単位
- 褥瘡マネジメント加算 13 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第七十一号の二

ソ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該

亡日までの間は、算定しない。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算()として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算()を算定している場合は、算定しない。

ヨ～ソ (略)

ツ 褥瘡マネジメント加算

10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

- (新設)
- (新設)

ネ 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護老人福祉

基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

— 排せつ支援加算 10 単位
— 排せつ支援加算 15 単位
— 排せつ支援加算 20 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第七十一号の三

ツ 自立支援促進加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第七十一号の四

ネ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

— 科学的介護推進体制加算 40 単位

施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)
(新設)
(新設)

(新設)

(新設)

科学的介護推進体制加算)

50 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第七十一号の五

ナ 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

「別に厚生労働大臣が定める施設基準」= 厚生労働大臣が定める施設基準第五十四号の三

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- サービス提供体制強化加算) 22 単位
- サービス提供体制強化加算) 18 単位
- サービス提供体制強化加算) 6 単位

(削る)

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第八十七号

(新設)

ナ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- サービス提供体制強化加算) イ 18 単位
- サービス提供体制強化加算) ロ 12 単位
- サービス提供体制強化加算) 6 単位
- サービス提供体制強化加算) 6 単位

△ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月1日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員処遇改善加算) イからラまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからラまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからラまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(削る)

(削る)

ウ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員等特定処遇改善加算) イからラまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算) イからラまでにより算

ラ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成3年3月1日までの間(及びについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員処遇改善加算) イからナまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからナまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからナまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

— 介護職員処遇改善加算) _____により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

— 介護職員処遇改善加算) _____により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員等特定処遇改善加算) イからナまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算) イからナまでにより算

定した単位数の1000分の23に相当する単位数

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第八十八号の二

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

介護保健施設サービス費）

(一) 介護保健施設サービス費)

a 要介護1	<u>714単位</u>
b 要介護2	<u>759単位</u>
c 要介護3	<u>821単位</u>
d 要介護4	<u>874単位</u>
e 要介護5	<u>925単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費)

a 要介護1	<u>756単位</u>
b 要介護2	<u>828単位</u>
c 要介護3	<u>890単位</u>
d 要介護4	<u>946単位</u>
e 要介護5	<u>1,003単位</u>

(三) 介護保健施設サービス費)

a 要介護1	<u>788単位</u>
b 要介護2	<u>836単位</u>
c 要介護3	<u>898単位</u>
d 要介護4	<u>949単位</u>
e 要介護5	<u>1,003単位</u>

(四) 介護保健施設サービス費)

a 要介護1	<u>836単位</u>
b 要介護2	<u>910単位</u>
c 要介護3	<u>974単位</u>
d 要介護4	<u>1,030単位</u>

定した単位数の1000分の23に相当する単位数

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

介護保健施設サービス費）

(一) 介護保健施設サービス費)

a 要介護1	<u>701単位</u>
b 要介護2	<u>746単位</u>
c 要介護3	<u>808単位</u>
d 要介護4	<u>860単位</u>
e 要介護5	<u>911単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費)

a 要介護1	<u>742単位</u>
b 要介護2	<u>814単位</u>
c 要介護3	<u>876単位</u>
d 要介護4	<u>932単位</u>
e 要介護5	<u>988単位</u>

(三) 介護保健施設サービス費)

a 要介護1	<u>775単位</u>
b 要介護2	<u>823単位</u>
c 要介護3	<u>884単位</u>
d 要介護4	<u>935単位</u>
e 要介護5	<u>989単位</u>

(四) 介護保健施設サービス費)

a 要介護1	<u>822単位</u>
b 要介護2	<u>896単位</u>
c 要介護3	<u>959単位</u>
d 要介護4	<u>1,015単位</u>

e 要介護 5	<u>1,085単位</u>
介護保健施設サービス費)	
(一) 介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>739単位</u>
b 要介護 2	<u>822単位</u>
c 要介護 3	<u>935単位</u>
d 要介護 4	<u>1,013単位</u>
e 要介護 5	<u>1,087単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>818単位</u>
b 要介護 2	<u>900単位</u>
c 要介護 3	<u>1,016単位</u>
d 要介護 4	<u>1,091単位</u>
e 要介護 5	<u>1,165単位</u>
介護保健施設サービス費)	
(一) 介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>739単位</u>
b 要介護 2	<u>816単位</u>
c 要介護 3	<u>909単位</u>
d 要介護 4	<u>986単位</u>
e 要介護 5	<u>1,060単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>818単位</u>
b 要介護 2	<u>894単位</u>
c 要介護 3	<u>989単位</u>
d 要介護 4	<u>1,063単位</u>
e 要介護 5	<u>1,138単位</u>
介護保健施設サービス費)	
(一) 介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>700単位</u>
b 要介護 2	<u>744単位</u>

e 要介護 5	<u>1,070単位</u>
介護保健施設サービス費)	
(一) 介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>726単位</u>
b 要介護 2	<u>808単位</u>
c 要介護 3	<u>921単位</u>
d 要介護 4	<u>998単位</u>
e 要介護 5	<u>1,072単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>804単位</u>
b 要介護 2	<u>886単位</u>
c 要介護 3	<u>1,001単位</u>
d 要介護 4	<u>1,076単位</u>
e 要介護 5	<u>1,150単位</u>
介護保健施設サービス費)	
(一) 介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>726単位</u>
b 要介護 2	<u>802単位</u>
c 要介護 3	<u>895単位</u>
d 要介護 4	<u>971単位</u>
e 要介護 5	<u>1,045単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>804単位</u>
b 要介護 2	<u>880単位</u>
c 要介護 3	<u>974単位</u>
d 要介護 4	<u>1,048単位</u>
e 要介護 5	<u>1,123単位</u>
介護保健施設サービス費)	
(一) 介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>687単位</u>
b 要介護 2	<u>731単位</u>

c 要介護 3	805単位
d 要介護 4	856単位
e 要介護 5	907単位
(二) 介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	772単位
b 要介護 2	820単位
c 要介護 3	880単位
d 要介護 4	930単位
e 要介護 5	982単位
ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき)	
ユニット型介護保健施設サービス費)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	796単位
b 要介護 2	841単位
c 要介護 3	903単位
d 要介護 4	956単位
e 要介護 5	1,009単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	841単位
b 要介護 2	915単位
c 要介護 3	978単位
d 要介護 4	1,035単位
e 要介護 5	1,090単位
(三) 経過のユニット型介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	796単位
b 要介護 2	841単位
c 要介護 3	903単位
d 要介護 4	956単位
e 要介護 5	1,009単位
(四) 経過のユニット型介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	841単位

c 要介護 3	792単位
d 要介護 4	843単位
e 要介護 5	893単位
(二) 介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	759単位
b 要介護 2	807単位
c 要介護 3	866単位
d 要介護 4	916単位
e 要介護 5	968単位
ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき)	
ユニット型介護保健施設サービス費)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	781単位
b 要介護 2	826単位
c 要介護 3	888単位
d 要介護 4	941単位
e 要介護 5	993単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	826単位
b 要介護 2	900単位
c 要介護 3	962単位
d 要介護 4	1,019単位
e 要介護 5	1,074単位
(三) ユニット型介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	781単位
b 要介護 2	826単位
c 要介護 3	888単位
d 要介護 4	941単位
e 要介護 5	993単位
(四) ユニット型介護保健施設サービス費)	
a 要介護 1	826単位

b 要介護 2	<u>915単位</u>
c 要介護 3	<u>978単位</u>
d 要介護 4	<u>1,035単位</u>
e 要介護 5	<u>1,090単位</u>

ユニット型介護保健施設サービス費)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>904単位</u>
b 要介護 2	<u>987単位</u>
c 要介護 3	<u>1,100単位</u>
d 要介護 4	<u>1,176単位</u>
e 要介護 5	<u>1,252単位</u>

(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>904単位</u>
b 要介護 2	<u>987単位</u>
c 要介護 3	<u>1,100単位</u>
d 要介護 4	<u>1,176単位</u>
e 要介護 5	<u>1,252単位</u>

ユニット型介護保健施設サービス費)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>904単位</u>
b 要介護 2	<u>980単位</u>
c 要介護 3	<u>1,074単位</u>
d 要介護 4	<u>1,149単位</u>
e 要介護 5	<u>1,225単位</u>

(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>904単位</u>
b 要介護 2	<u>980単位</u>
c 要介護 3	<u>1,074単位</u>
d 要介護 4	<u>1,149単位</u>
e 要介護 5	<u>1,225単位</u>

ユニット型介護保健施設サービス費)

b 要介護 2	<u>900単位</u>
c 要介護 3	<u>962単位</u>
d 要介護 4	<u>1,019単位</u>
e 要介護 5	<u>1,074単位</u>

ユニット型介護保健施設サービス費)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>971単位</u>
c 要介護 3	<u>1,084単位</u>
d 要介護 4	<u>1,160単位</u>
e 要介護 5	<u>1,235単位</u>

(二) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>971単位</u>
c 要介護 3	<u>1,084単位</u>
d 要介護 4	<u>1,160単位</u>
e 要介護 5	<u>1,235単位</u>

ユニット型介護保健施設サービス費)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>964単位</u>
c 要介護 3	<u>1,058単位</u>
d 要介護 4	<u>1,133単位</u>
e 要介護 5	<u>1,208単位</u>

(二) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>964単位</u>
c 要介護 3	<u>1,058単位</u>
d 要介護 4	<u>1,133単位</u>
e 要介護 5	<u>1,208単位</u>

ユニット型介護保健施設サービス費)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	779単位
b 要介護 2	825単位
c 要介護 3	885単位
d 要介護 4	937単位
e 要介護 5	988単位

(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	779単位
b 要介護 2	825単位
c 要介護 3	885単位
d 要介護 4	937単位
e 要介護 5	988単位

注 1 ~ 3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第八十九号の二

5 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第八十九号の三

6 ~ 9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	764単位
b 要介護 2	810単位
c 要介護 3	870単位
d 要介護 4	922単位
e 要介護 5	972単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費

a 要介護 1	764単位
b 要介護 2	810単位
c 要介護 3	870単位
d 要介護 4	922単位
e 要介護 5	972単位

注 1 ~ 3 (略)

(新設)

(新設)

4 ~ 7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った

場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、レを算定している場合は、算定しない。

11 (略)

12 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注11に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ 及び 並びに ロ 及び について、死亡日以前1日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき20単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ 及び 並びに ロ 及び について、死亡日以前1日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

「別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者」= 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第六十五号

16~18 (略)

19 イ 又は ロ を算定している介護老人保健施設について

場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ツを算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注9に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

11・12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ 及び 並びに ロ 及び について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ 及び 並びに ロ 及び について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき60単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

14~16 (略)

17 イ 又は ロ を算定している介護老人保健施設について

は、注7、注8及び注18並びにニからへまで、トからヌまで、ワ、ヨ及びツからラまでは算定しない。

ハ (略)

ニ 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

ホ (略)

へ 退所時等支援等加算

退所時等支援加算

(一)・(二) (略)

(三) 入退所前連携加算 600単位

(四) 入退所前連携加算 400単位

(略)

注1・2 (略)

3 の(三)については、次に掲げるいずれの基準にも適合する場合に、の(四)については、ロに掲げる基準に適合する場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。ただし、の(三)を算定している場合は、の(四)は算定しない。

。

は、注5、注6及び注16並びにニからへまで、チからヲまで、ヨ、レ及びナからムまでは算定しない。

ハ (略)

ニ 再入所時栄養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、トを算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

へ 退所時等支援等加算

退所時等支援加算

(一)・(二) (略)

(新設)

(三) 退所前連携加算 500単位

(略)

注1・2 (略)

3 の(三)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は

イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めること。

ロ 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。

4 (略)

(削る)

ト 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。

地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

(新設)

(新設)

4 (略)

ト 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

チ 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄

(削る)

「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第九十号の二

チ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及び口の注5を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

リ 経口維持加算

養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

リ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

又 経口維持加算

経口維持加算) 400 単位
経口維持加算) 100 単位

注1 については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により^{えん}食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及び口の注5又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)
(削る)

(削る)

経口維持加算) 400 単位
経口維持加算) 100 単位

注1 については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により^{えん}食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して^{えん}誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ル 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、歯科医師又は^{くわ}歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導

又 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

— 口腔衛生管理加算 90 単位

— 口腔衛生管理加算 110 単位

(削る)

(削る)

(削る)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第六十九号

ル・ヲ (略)

ワ かかりつけ医連携薬剤調整加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

— かかりつけ医連携薬剤調整加算 100 単位

を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

エ 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

ワ・カ (略)

ヨ かかりつけ医連携薬剤調整加算 125単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護保健施設サービスを行い、かつ、当該入所者に処方する内服薬の減少について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合は、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

(新設)

— かかりつけ医連携薬剤調整加算) 240 単位

— かかりつけ医連携薬剤調整加算) 100 単位

(削る)

(削る)

(削る)

「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第九十一号の二

カ (略)

コ 所定疾患施設療養費 (1 日につき)

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合 (肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を実施した場合に限る。) は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

・ (略)

2 所定疾患施設療養費 () は同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 7 日を限度として算定し、所定疾患施設療養費 () は同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 10 日を限度として算定する。

(新設)

(新設)

イ 6 種類以上の内服薬が処方されており、当該処方の内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、総合的に評価及び調整し、当該入所者に処方する内服薬を減少させることについて当該介護老人保健施設の医師と当該主治の医師が合意している者

ロ 当該合意された内容に基づき、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ 1 種類以上減少させた者

ハ 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ 1 種類以上減少している者

タ (略)

チ 所定疾患施設療養費 (1 日につき)

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

・ (略)

2 同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 7 日を限度として算定する。

3 (略)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第九十二号

「別に厚生労働大臣が定める入所者」=厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第六十八号

タ~ツ (略)

ネ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

。

— 入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。

— 必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ナ 褥瘡^{じよくそ}マネジメント加算

注 イ、ロ について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡^{じよくそ}管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

— 褥瘡^{じよくそ}マネジメント加算 3単位

— 褥瘡^{じよくそ}マネジメント加算 13単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第七十一号の二

3 (略)

ソ~ナ (略)

(新設)

ラ 褥瘡^{じよくそ}マネジメント加算

10単位

注 イ、ロ について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡^{じよくそ}管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ラ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ___ 排せつ支援加算 10 単位
- ___ 排せつ支援加算 15 単位
- ___ 排せつ支援加算 20 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第七十一号の三

ム 自立支援促進加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第七十一号の四

ウ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し

ム 排せつ支援加算 100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、介護老人保健施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)

(新設)

(新設)

介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 科学的介護推進体制加算) 40 単位
- 科学的介護推進体制加算) 60 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第九十二号の二

㊦ 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

「別に厚生労働大臣が定める施設基準」= 厚生労働大臣が定める施設基準第六十一号の二

㊧ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- サービス提供体制強化加算) 22 単位
- サービス提供体制強化加算) 18 単位
- サービス提供体制強化加算) 6 単位

(削る)

(新設)

㊨ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- サービス提供体制強化加算) イ 18 単位
- サービス提供体制強化加算) ロ 12 単位
- サービス提供体制強化加算) 6 単位
- サービス提供体制強化加算) 6 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第九十三号

オ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月1日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員処遇改善加算) $\frac{\text{イからノまでにより算定した単位数の1000分の39}}{\text{イからノまでにより算定した単位数の1000分の39}}$ に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) $\frac{\text{イからノまでにより算定した単位数の1000分の29}}{\text{イからノまでにより算定した単位数の1000分の29}}$ に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) $\frac{\text{イからノまでにより算定した単位数の1000分の16}}{\text{イからノまでにより算定した単位数の1000分の16}}$ に相当する単位数

(削る)

(削る)

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ヅ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月1日までの間(及びについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員処遇改善加算) $\frac{\text{イからウまでにより算定した単位数の1000分の39}}{\text{イからウまでにより算定した単位数の1000分の39}}$ に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) $\frac{\text{イからウまでにより算定した単位数の1000分の29}}{\text{イからウまでにより算定した単位数の1000分の29}}$ に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) $\frac{\text{イからウまでにより算定した単位数の1000分の16}}{\text{イからウまでにより算定した単位数の1000分の16}}$ に相当する単位数

$\frac{\text{介護職員処遇改善加算) により算定した単位数の100分の90}}{\text{介護職員処遇改善加算) により算定した単位数の100分の90}}$ に相当する単位数

$\frac{\text{介護職員処遇改善加算) により算定した単位数の100分の80}}{\text{介護職員処遇改善加算) により算定した単位数の100分の80}}$ に相当する単位数

ル 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員等特定処遇改善加算) イからノまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算) イからノまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	593単位
要介護2	685単位
要介護3	889単位
要介護4	974単位
v 要介護5	1,052単位

b 療養型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	618単位
要介護2	716単位
要介護3	927単位
要介護4	1,017単位
v 要介護5	1,099単位

c 療養型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	609単位
要介護2	704単位
要介護3	914単位
要介護4	1,001単位
v 要介護5	1,082単位

d 療養型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	686単位
要介護2	781単位
要介護3	982単位
要介護4	1,070単位

介護職員等特定処遇改善加算) イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算) イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	645単位
要介護2	748単位
要介護3	973単位
要介護4	1,068単位
v 要介護5	1,154単位

b 療養型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	673単位
要介護2	782単位
要介護3	1,016単位
要介護4	1,115単位
v 要介護5	1,205単位

c 療養型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	663単位
要介護2	769単位
要介護3	1,001単位
要介護4	1,098単位
v 要介護5	1,187単位

d 療養型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	749単位
要介護2	853単位
要介護3	1,077単位
要介護4	1,173単位

v 要介護 5	<u>1,146単位</u>
e 療養型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護 1	<u>717単位</u>
要介護 2	<u>815単位</u>
要介護 3	<u>1,026単位</u>
要介護 4	<u>1,117単位</u>
v 要介護 5	<u>1,198単位</u>
f 療養型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>705単位</u>
要介護 2	<u>803単位</u>
要介護 3	<u>1,010単位</u>
要介護 4	<u>1,099単位</u>
v 要介護 5	<u>1,180単位</u>
(二) 療養型介護療養施設サービス費)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>542単位</u>
要介護 2	<u>636単位</u>
要介護 3	<u>774単位</u>
要介護 4	<u>907単位</u>
v 要介護 5	<u>943単位</u>
b 療養型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>557単位</u>
要介護 2	<u>652単位</u>
要介護 3	<u>793単位</u>
要介護 4	<u>929単位</u>
v 要介護 5	<u>966単位</u>
c 療養型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>638単位</u>
要介護 2	<u>731単位</u>
要介護 3	<u>869単位</u>
要介護 4	<u>1,001単位</u>

v 要介護 5	<u>1,258単位</u>
e 療養型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護 1	<u>783単位</u>
要介護 2	<u>891単位</u>
要介護 3	<u>1,126単位</u>
要介護 4	<u>1,225単位</u>
v 要介護 5	<u>1,315単位</u>
f 療養型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>770単位</u>
要介護 2	<u>878単位</u>
要介護 3	<u>1,108単位</u>
要介護 4	<u>1,206単位</u>
v 要介護 5	<u>1,295単位</u>
(二) 療養型介護療養施設サービス費)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>589単位</u>
要介護 2	<u>693単位</u>
要介護 3	<u>846単位</u>
要介護 4	<u>993単位</u>
v 要介護 5	<u>1,033単位</u>
b 療養型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>605単位</u>
要介護 2	<u>711単位</u>
要介護 3	<u>867単位</u>
要介護 4	<u>1,018単位</u>
v 要介護 5	<u>1,059単位</u>
c 療養型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>695単位</u>
要介護 2	<u>799単位</u>
要介護 3	<u>951単位</u>
要介護 4	<u>1,098単位</u>

v 要介護 5	<u>1,037単位</u>
d 療養型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>654単位</u>
要介護 2	<u>749単位</u>
要介護 3	<u>891単位</u>
要介護 4	<u>1,026単位</u>
v 要介護 5	<u>1,062単位</u>
(三) 療養型介護療養施設サービス費()	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>522単位</u>
要介護 2	<u>619単位</u>
要介護 3	<u>748単位</u>
要介護 4	<u>884単位</u>
v 要介護 5	<u>919単位</u>
b 療養型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>619単位</u>
要介護 2	<u>714単位</u>
要介護 3	<u>845単位</u>
要介護 4	<u>980単位</u>
v 要介護 5	<u>1,015単位</u>
療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費()	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>601単位</u>
要介護 2	<u>694単位</u>
要介護 3	<u>825単位</u>
要介護 4	<u>903単位</u>
v 要介護 5	<u>981単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>695単位</u>
要介護 2	<u>792単位</u>

v 要介護 5	<u>1,138単位</u>
d 療養型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>713単位</u>
要介護 2	<u>819単位</u>
要介護 3	<u>975単位</u>
要介護 4	<u>1,126単位</u>
v 要介護 5	<u>1,166単位</u>
(三) 療養型介護療養施設サービス費()	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>567単位</u>
要介護 2	<u>674単位</u>
要介護 3	<u>818単位</u>
要介護 4	<u>968単位</u>
v 要介護 5	<u>1,007単位</u>
b 療養型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>674単位</u>
要介護 2	<u>780単位</u>
要介護 3	<u>924単位</u>
要介護 4	<u>1,074単位</u>
v 要介護 5	<u>1,113単位</u>
療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費()	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>654単位</u>
要介護 2	<u>758単位</u>
要介護 3	<u>902単位</u>
要介護 4	<u>989単位</u>
v 要介護 5	<u>1,076単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>759単位</u>
要介護 2	<u>865単位</u>

要介護 3	<u>920単位</u>
要介護 4	<u>999単位</u>
v 要介護 5	<u>1,078単位</u>
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>601単位</u>
要介護 2	<u>694単位</u>
要介護 3	<u>789単位</u>
要介護 4	<u>868単位</u>
v 要介護 5	<u>945単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>695単位</u>
要介護 2	<u>792単位</u>
要介護 3	<u>884単位</u>
要介護 4	<u>962単位</u>
v 要介護 5	<u>1,042単位</u>
ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1 日につき)	
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>706単位</u>
b 要介護 2	<u>801単位</u>
c 要介護 3	<u>1,002単位</u>
d 要介護 4	<u>1,090単位</u>
e 要介護 5	<u>1,166単位</u>
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>732単位</u>
b 要介護 2	<u>830単位</u>
c 要介護 3	<u>1,042単位</u>
d 要介護 4	<u>1,132単位</u>
e 要介護 5	<u>1,213単位</u>
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>723単位</u>

要介護 3	<u>1,008単位</u>
要介護 4	<u>1,095単位</u>
v 要介護 5	<u>1,182単位</u>
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>654単位</u>
要介護 2	<u>758単位</u>
要介護 3	<u>862単位</u>
要介護 4	<u>950単位</u>
v 要介護 5	<u>1,036単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>759単位</u>
要介護 2	<u>865単位</u>
要介護 3	<u>968単位</u>
要介護 4	<u>1,054単位</u>
v 要介護 5	<u>1,143単位</u>
ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1 日につき)	
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>771単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>1,099単位</u>
d 要介護 4	<u>1,195単位</u>
e 要介護 5	<u>1,280単位</u>
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>800単位</u>
b 要介護 2	<u>908単位</u>
c 要介護 3	<u>1,143単位</u>
d 要介護 4	<u>1,242単位</u>
e 要介護 5	<u>1,332単位</u>
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>790単位</u>

b	要介護 2	819単位
c	要介護 3	1,028単位
d	要介護 4	1,117単位
e	要介護 5	1,197単位

(四) 経過のユニット型療養型介護療養施設サービス費

a	要介護 1	706単位
b	要介護 2	801単位
c	要介護 3	1,002単位
d	要介護 4	1,090単位
e	要介護 5	1,166単位

(五) 経過のユニット型療養型介護療養施設サービス費

a	要介護 1	732単位
b	要介護 2	830単位
c	要介護 3	1,042単位
d	要介護 4	1,132単位
e	要介護 5	1,213単位

(六) 経過のユニット型療養型介護療養施設サービス費

a	要介護 1	723単位
b	要介護 2	819単位
c	要介護 3	1,028単位
d	要介護 4	1,117単位
e	要介護 5	1,197単位

ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費

a	要介護 1	706単位
b	要介護 2	801単位
c	要介護 3	924単位
d	要介護 4	1,000単位
e	要介護 5	1,079単位

(二) 経過のユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費

b	要介護 2	896単位
c	要介護 3	1,128単位
d	要介護 4	1,225単位
e	要介護 5	1,314単位

(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費

a	要介護 1	771単位
b	要介護 2	875単位
c	要介護 3	1,099単位
d	要介護 4	1,195単位
e	要介護 5	1,280単位

(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費V

a	要介護 1	800単位
b	要介護 2	908単位
c	要介護 3	1,143単位
d	要介護 4	1,242単位
e	要介護 5	1,332単位

(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費

a	要介護 1	790単位
b	要介護 2	896単位
c	要介護 3	1,128単位
d	要介護 4	1,225単位
e	要介護 5	1,314単位

ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費

a	要介護 1	771単位
b	要介護 2	875単位
c	要介護 3	1,012単位
d	要介護 4	1,097単位
e	要介護 5	1,183単位

(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費

a 要介護 1	706単位
b 要介護 2	801単位
c 要介護 3	924単位
d 要介護 4	1,000単位
e 要介護 5	1,079単位

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、から_まで、_、_及び_は算定しない。

3～6 (略)

7 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出していない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第九十五号の二

9 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第九十五号の三

a 要介護 1	771単位
b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	1,012単位
d 要介護 4	1,097単位
e 要介護 5	1,183単位

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、、_から_まで、_、_及び_は算定しない。

3～6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、__ を算定している場合は、算定しない。

12 (略)

13 及び について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注12に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

14～16 (略)

・ (略)

(削る)

低栄養リスク改善加算

300 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための

7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、__ を算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 及び について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注8に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

11～13 (略)

・ (略)

栄養マネジメント加算

14 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

低栄養リスク改善加算

300 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための

会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、 から までの注9、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 （略）

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第九十六号の二

— 経口移行加算 28 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。。ただし、 から までの注9を算定している場合は、算定しない。

2 （略）

— 経口維持加算

会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 （略）

— 経口移行加算 28 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 （略）

— 経口維持加算

(一) 経口維持加算) 400 単位

(二) 経口維持加算) 100 単位

注 1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、 から までの注 9 又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

(削る)

(一) 経口維持加算) 400 単位

(二) 経口維持加算) 100 単位

注 1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注 3 において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

— 口腔衛生管理体制加算 30 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受け

— 口腔衛生管理加算 90 単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第九十六号の三

— 安全対策体制加算 20 単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

「別に厚生労働大臣が定める施設基準」=厚生労働大臣が定める施設基準第六十五号の三

— サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を

た歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

— 口腔衛生管理加算 90 単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
イ～ハ (略)

— (略)
(新設)

— サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を

算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算) 22 単位
 - (二) サービス提供体制強化加算) 18 単位
 - (三) サービス提供体制強化加算) 6 単位
- (削る)

「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第九十八号

— 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月1日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算) から までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
 - (二) 介護職員処遇改善加算) から までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
 - (三) 介護職員処遇改善加算) から までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (削る)

(削る)

— 介護職員等特定処遇改善加算

算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算) イ 18 単位
- (二) サービス提供体制強化加算) ロ 12 単位
- (三) サービス提供体制強化加算) 6 単位
- (四) サービス提供体制強化加算) 6 単位

— 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成3年3月1日までの間(四及び五)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算) から までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
 - (二) 介護職員処遇改善加算) から までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
 - (三) 介護職員処遇改善加算) から までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
 - (四) 介護職員処遇改善加算) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
 - (五) 介護職員処遇改善加算) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- (21) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算) から_までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算) から_までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 診療所型介護療養施設サービス費)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	576単位
要介護2	620単位
要介護3	664単位
要介護4	707単位
v 要介護5	752単位

b 診療所型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	601単位
要介護2	647単位
要介護3	692単位
要介護4	738単位
v 要介護5	785単位

c 診療所型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	593単位
要介護2	638単位
要介護3	683単位
要介護4	728単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算) から_までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算) から_までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 診療所型介護療養施設サービス費)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	627単位
要介護2	676単位
要介護3	724単位
要介護4	772単位
v 要介護5	822単位

b 診療所型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	654単位
要介護2	706単位
要介護3	756単位
要介護4	807単位
v 要介護5	858単位

c 診療所型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	645単位
要介護2	695単位
要介護3	745単位
要介護4	795単位

v 要介護 5	774単位
d 診療所型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	670単位
要介護 2	714単位
要介護 3	759単位
要介護 4	802単位
v 要介護 5	846単位
e 診療所型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護 1	699単位
要介護 2	746単位
要介護 3	792単位
要介護 4	837単位
v 要介護 5	884単位
f 診療所型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	689単位
要介護 2	735単位
要介護 3	781単位
要介護 4	825単位
v 要介護 5	872単位
(二) 診療所型介護療養施設サービス費)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	506単位
要介護 2	546単位
要介護 3	585単位
要介護 4	626単位
v 要介護 5	665単位
b 診療所型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	602単位
要介護 2	641単位
要介護 3	681単位
要介護 4	720単位

v 要介護 5	845単位
d 診療所型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	731単位
要介護 2	780単位
要介護 3	830単位
要介護 4	877単位
v 要介護 5	926単位
e 診療所型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護 1	763単位
要介護 2	815単位
要介護 3	866単位
要介護 4	916単位
v 要介護 5	968単位
f 診療所型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	752単位
要介護 2	803単位
要介護 3	853単位
要介護 4	902単位
v 要介護 5	954単位
(二) 診療所型介護療養施設サービス費)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	549単位
要介護 2	593単位
要介護 3	637単位
要介護 4	682単位
v 要介護 5	725単位
b 診療所型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	656単位
要介護 2	699単位
要介護 3	743単位
要介護 4	787単位

v 要介護 5	<u>760単位</u>
ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>689単位</u>
b 要介護 2	<u>734単位</u>
c 要介護 3	<u>778単位</u>
d 要介護 4	<u>821単位</u>
e 要介護 5	<u>865単位</u>
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>714単位</u>
b 要介護 2	<u>761単位</u>
c 要介護 3	<u>807単位</u>
d 要介護 4	<u>852単位</u>
e 要介護 5	<u>899単位</u>
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>705単位</u>
b 要介護 2	<u>751単位</u>
c 要介護 3	<u>797単位</u>
d 要介護 4	<u>841単位</u>
e 要介護 5	<u>887単位</u>
(四) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>689単位</u>
b 要介護 2	<u>734単位</u>
c 要介護 3	<u>778単位</u>
d 要介護 4	<u>821単位</u>
e 要介護 5	<u>865単位</u>
(五) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>714単位</u>
b 要介護 2	<u>761単位</u>
c 要介護 3	<u>807単位</u>

v 要介護 5	<u>831単位</u>
ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>752単位</u>
b 要介護 2	<u>802単位</u>
c 要介護 3	<u>850単位</u>
d 要介護 4	<u>898単位</u>
e 要介護 5	<u>947単位</u>
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>780単位</u>
b 要介護 2	<u>832単位</u>
c 要介護 3	<u>882単位</u>
d 要介護 4	<u>932単位</u>
e 要介護 5	<u>984単位</u>
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>770単位</u>
b 要介護 2	<u>821単位</u>
c 要介護 3	<u>871単位</u>
d 要介護 4	<u>920単位</u>
e 要介護 5	<u>971単位</u>
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	<u>752単位</u>
b 要介護 2	<u>802単位</u>
c 要介護 3	<u>850単位</u>
d 要介護 4	<u>898単位</u>
e 要介護 5	<u>947単位</u>
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費V)	
a 要介護 1	<u>780単位</u>
b 要介護 2	<u>832単位</u>
c 要介護 3	<u>882単位</u>

- d 要介護 4 852単位
- e 要介護 5 899単位

(六) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費

- a 要介護 1 705単位
- b 要介護 2 751単位
- c 要介護 3 797単位
- d 要介護 4 841単位
- e 要介護 5 887単位

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、から まで、、 、 及び は算定しない。

3 ~ 5 (略)

6 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第九十五号の二

8 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

- d 要介護 4 932単位
- e 要介護 5 984単位

(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費

- a 要介護 1 770単位
- b 要介護 2 821単位
- c 要介護 3 871単位
- d 要介護 4 920単位
- e 要介護 5 971単位

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、、 から まで、、 、 及び は算定しない。

3 ~ 5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第九十五号の三

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、__を算定している場合は、算定しない。

10～13 (略)

・ (略)

(削る)

— 低栄養リスク改善加算 300 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、__を算定している場合は、算定しない。

7～10 (略)

・ (略)

— 栄養マネジメント加算 14 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

— 低栄養リスク改善加算 300 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から

6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、及びの注8、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第九十六号の二

— 経口移行加算 28 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、及びの注8を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

— 経口維持加算

- (一) 経口維持加算) 400 単位
- (二) 経口維持加算) 100 単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介

6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

— 経口移行加算 28 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

— 経口維持加算

- (一) 経口維持加算) 400 単位
- (二) 経口維持加算) 100 単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介

護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、及びの注8又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)
(削る)

(削る)

— 口腔衛生管理加算 90 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

— 口腔衛生管理体制加算 30 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

— 口腔衛生管理加算 90 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、こ

イ～ハ (略)

「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第九十六号の三

— ~ — (略)

— 安全対策体制加算 20 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

「別に厚生労働大臣が定める施設基準」 = 厚生労働大臣が定める施設基準第六十五号の三

— サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算 22 単位
- (二) サービス提供体制強化加算 18 単位
- (三) サービス提供体制強化加算 6 単位
- (削る)

の場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

— ~ — (略)

(新設)

— サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算 イ 18 単位
- (二) サービス提供体制強化加算 ロ 12 単位
- (三) サービス提供体制強化加算 6 単位
- (四) サービス提供体制強化加算 6 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第九十八号

— 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月1日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算) から_ までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算) から_ までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算) から_ までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
(削る)

- (削る)

— 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

— 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成3年3月1日までの間(四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算) から_ までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算) から_ までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算) から_ までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

— 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算) から_ までにより
算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算) から_ までにより
算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

八 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	986単位
要介護2	1,050単位
要介護3	1,114単位
要介護4	1,179単位
v 要介護5	1,244単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	1,091単位
要介護2	1,157単位
要介護3	1,221単位
要介護4	1,286単位
v 要介護5	1,350単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	930単位
要介護2	998単位
要介護3	1,066単位
要介護4	1,133単位
v 要介護5	1,201単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	1,037単位
要介護2	1,104単位
要介護3	1,171単位

(一) 介護職員等特定処遇改善加算) から_ までにより
算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算) から_ までにより
算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

八 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	973単位
要介護2	1,037単位
要介護3	1,101単位
要介護4	1,166単位
v 要介護5	1,230単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	1,078単位
要介護2	1,144単位
要介護3	1,207単位
要介護4	1,272単位
v 要介護5	1,336単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	917単位
要介護2	985単位
要介護3	1,053単位
要介護4	1,120単位
v 要介護5	1,187単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費()

i 要介護1	1,024単位
要介護2	1,091単位
要介護3	1,158単位

要介護 4	<u>1,241単位</u>
v 要介護 5	<u>1,307単位</u>
(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>902単位</u>
要介護 2	<u>969単位</u>
要介護 3	<u>1,034単位</u>
要介護 4	<u>1,099単位</u>
v 要介護 5	<u>1,165単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>1,009単位</u>
要介護 2	<u>1,074単位</u>
要介護 3	<u>1,141単位</u>
要介護 4	<u>1,207単位</u>
v 要介護 5	<u>1,271単位</u>
(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>887単位</u>
要介護 2	<u>951単位</u>
要介護 3	<u>1,016単位</u>
要介護 4	<u>1,080単位</u>
v 要介護 5	<u>1,145単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>993単位</u>
要介護 2	<u>1,058単位</u>
要介護 3	<u>1,121単位</u>
要介護 4	<u>1,188単位</u>
v 要介護 5	<u>1,251単位</u>
(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費V)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>827単位</u>

要介護 4	<u>1,227単位</u>
v 要介護 5	<u>1,293単位</u>
(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>889単位</u>
要介護 2	<u>956単位</u>
要介護 3	<u>1,021単位</u>
要介護 4	<u>1,086単位</u>
v 要介護 5	<u>1,152単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>996単位</u>
要介護 2	<u>1,061単位</u>
要介護 3	<u>1,128単位</u>
要介護 4	<u>1,193単位</u>
v 要介護 5	<u>1,257単位</u>
(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>874単位</u>
要介護 2	<u>938単位</u>
要介護 3	<u>1,003単位</u>
要介護 4	<u>1,067単位</u>
v 要介護 5	<u>1,132単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費()	
i 要介護 1	<u>980単位</u>
要介護 2	<u>1,045単位</u>
要介護 3	<u>1,108単位</u>
要介護 4	<u>1,174単位</u>
v 要介護 5	<u>1,237単位</u>
(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費V)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>815単位</u>

要介護 2	892単位
要介護 3	956単位
要介護 4	1,021単位
v 要介護 5	1,085単位
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 ()	
i 要介護 1	934単位
要介護 2	998単位
要介護 3	1,063単位
要介護 4	1,127単位
v 要介護 5	1,192単位
認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	733単位
b 要介護 2	797単位
c 要介護 3	863単位
d 要介護 4	927単位
e 要介護 5	992単位
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	840単位
b 要介護 2	904単位
c 要介護 3	969単位
d 要介護 4	1,034単位
e 要介護 5	1,097単位
ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費)	
a <u>ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費</u>	
i 要介護 1	1,112単位
要介護 2	1,177単位
要介護 3	1,242単位

要介護 2	879単位
要介護 3	943単位
要介護 4	1,008単位
v 要介護 5	1,072単位
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 ()	
i 要介護 1	921単位
要介護 2	985単位
要介護 3	1,050単位
要介護 4	1,114単位
v 要介護 5	1,178単位
認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	721単位
b 要介護 2	785単位
c 要介護 3	850単位
d 要介護 4	914単位
e 要介護 5	979単位
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費)	
a 要介護 1	828単位
b 要介護 2	891単位
c 要介護 3	956単位
d 要介護 4	1,021単位
e 要介護 5	1,084単位
ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費)	
a <u>ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)</u>	
i 要介護 1	1,099単位
要介護 2	1,164単位
要介護 3	1,228単位

要介護 4	<u>1,306単位</u>
v 要介護 5	<u>1,371単位</u>
b <u>経過的ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費</u>	
i 要介護 1	<u>1,112単位</u>
要介護 2	<u>1,177単位</u>
要介護 3	<u>1,242単位</u>
要介護 4	<u>1,306単位</u>
v 要介護 5	<u>1,371単位</u>
(二) <u>ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費</u>	
a <u>ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費</u>	
i 要介護 1	<u>1,057単位</u>
要介護 2	<u>1,124単位</u>
要介護 3	<u>1,194単位</u>
要介護 4	<u>1,261単位</u>
v 要介護 5	<u>1,328単位</u>
b <u>経過的ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費</u>	
i 要介護 1	<u>1,057単位</u>
要介護 2	<u>1,124単位</u>
要介護 3	<u>1,194単位</u>
要介護 4	<u>1,261単位</u>
v 要介護 5	<u>1,328単位</u>

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、 から まで及び から までは算定しない。

3・4 (略)

要介護 4	<u>1,292単位</u>
v 要介護 5	<u>1,357単位</u>
b <u>ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費()</u>	
i 要介護 1	<u>1,099単位</u>
要介護 2	<u>1,164単位</u>
要介護 3	<u>1,228単位</u>
要介護 4	<u>1,292単位</u>
v 要介護 5	<u>1,357単位</u>
(二) <u>ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費</u>	
a <u>ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)</u>	
i 要介護 1	<u>1,044単位</u>
要介護 2	<u>1,111単位</u>
要介護 3	<u>1,180単位</u>
要介護 4	<u>1,247単位</u>
v 要介護 5	<u>1,314単位</u>
b <u>ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費()</u>	
i 要介護 1	<u>1,044単位</u>
要介護 2	<u>1,111単位</u>
要介護 3	<u>1,180単位</u>
要介護 4	<u>1,247単位</u>
v 要介護 5	<u>1,314単位</u>

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、 から まで及び から までは算定しない。

3・4 (略)

5 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

(新設)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第九十五号の二

7 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

(新設)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第九十五号の三

8 ~ 11 (略)

・ (略)

(削る)

— 低栄養リスク改善加算 300 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は

5 ~ 8 (略)

・ (略)

— 栄養マネジメント加算 14 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

— 低栄養リスク改善加算 300 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は

低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、からまでの注7、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第九十六号の二

— 経口移行加算 28 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。。ただし、からまでの注7を算定している場合は、

低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定していない場合は、算定しない。

2 (略)

— 経口移行加算 28 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合

算定しない。

2 (略)

経口維持加算

- (一) 経口維持加算) 400 単位
- (二) 経口維持加算) 100 単位

注 1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、 から までの注7又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

は算定しない。

2 (略)

経口維持加算

- (一) 経口維持加算) 400 単位
- (二) 経口維持加算) 100 単位

注 1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(削る)

— 口腔衛生管理加算 90 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第九十六号の三

— ~ (略)

— 安全対策体制加算 20 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

「別に厚生労働大臣が定める施設基準」=厚生労働大臣が定める施設基準第六十五号の三

— サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入

— 口腔衛生管理体制加算 30 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

— 口腔衛生管理加算 90 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

— ~ (略)

(新設)

— サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入

院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算) 22 単位
- (二) サービス提供体制強化加算) 18 単位
- (三) サービス提供体制強化加算) 6 単位
- (削る)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第九十八号

— 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月1日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算) から_までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算) から_までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算) から_までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (削る)

院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算) イ 18 単位
- (二) サービス提供体制強化加算) ロ 12 単位
- (三) サービス提供体制強化加算) 6 単位
- (四) サービス提供体制強化加算) 6 単位

— 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成3年3月1日までの間(四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算) から_までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算) から_までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算) から_までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(削る)

— 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算) から__までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算) から__までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

4 介護医療院サービス

イ 型介護医療院サービス費(1日につき)

型介護医療院サービス費)

(一) 型介護医療院サービス費i)

a 要介護1	714単位
b 要介護2	824単位
c 要介護3	1,060単位
d 要介護4	1,161単位
e 要介護5	1,251単位

(二) 型介護医療院サービス費)

a 要介護1	825単位
b 要介護2	934単位
c 要介護3	1,171単位
d 要介護4	1,271単位
e 要介護5	1,362単位

型介護医療院サービス費)

(一) 型介護医療院サービス費i)

(五) 介護職員処遇改善加算) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

— 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算) から__までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算) から__までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

4 介護医療院サービス

イ 型介護医療院サービス費(1日につき)

型介護医療院サービス費)

(一) 型介護医療院サービス費i)

a 要介護1	698単位
b 要介護2	807単位
c 要介護3	1,041単位
d 要介護4	1,141単位
e 要介護5	1,230単位

(二) 型介護医療院サービス費)

a 要介護1	808単位
b 要介護2	916単位
c 要介護3	1,151単位
d 要介護4	1,250単位
e 要介護5	1,340単位

型介護医療院サービス費)

(一) 型介護医療院サービス費i)

a	要介護 1	<u>704単位</u>
b	要介護 2	<u>812単位</u>
c	要介護 3	<u>1,045単位</u>
d	要介護 4	<u>1,144単位</u>
e	要介護 5	<u>1,233単位</u>
(二)	型介護医療院サービス費)	
a	要介護 1	<u>813単位</u>
b	要介護 2	<u>921単位</u>
c	要介護 3	<u>1,154単位</u>
d	要介護 4	<u>1,252単位</u>
e	要介護 5	<u>1,342単位</u>
	型介護医療院サービス費)	
(一)	型介護医療院サービス費i)	
a	要介護 1	<u>688単位</u>
b	要介護 2	<u>796単位</u>
c	要介護 3	<u>1,029単位</u>
d	要介護 4	<u>1,127単位</u>
e	要介護 5	<u>1,217単位</u>
(二)	型介護医療院サービス費)	
a	要介護 1	<u>797単位</u>
b	要介護 2	<u>905単位</u>
c	要介護 3	<u>1,137単位</u>
d	要介護 4	<u>1,236単位</u>
e	要介護 5	<u>1,326単位</u>
□	型介護医療院サービス費(1日につき)	
	型介護医療院サービス費)	
(一)	型介護医療院サービス費i)	
a	要介護 1	<u>669単位</u>
b	要介護 2	<u>764単位</u>
c	要介護 3	<u>972単位</u>
d	要介護 4	<u>1,059単位</u>

a	要介護 1	<u>688単位</u>
b	要介護 2	<u>795単位</u>
c	要介護 3	<u>1,026単位</u>
d	要介護 4	<u>1,124単位</u>
e	要介護 5	<u>1,212単位</u>
(二)	型介護医療院サービス費)	
a	要介護 1	<u>796単位</u>
b	要介護 2	<u>903単位</u>
c	要介護 3	<u>1,134単位</u>
d	要介護 4	<u>1,231単位</u>
e	要介護 5	<u>1,320単位</u>
	型介護医療院サービス費)	
(一)	型介護医療院サービス費i)	
a	要介護 1	<u>672単位</u>
b	要介護 2	<u>779単位</u>
c	要介護 3	<u>1,010単位</u>
d	要介護 4	<u>1,107単位</u>
e	要介護 5	<u>1,196単位</u>
(二)	型介護医療院サービス費)	
a	要介護 1	<u>780単位</u>
b	要介護 2	<u>887単位</u>
c	要介護 3	<u>1,117単位</u>
d	要介護 4	<u>1,215単位</u>
e	要介護 5	<u>1,304単位</u>
□	型介護医療院サービス費(1日につき)	
	型介護医療院サービス費)	
(一)	型介護医療院サービス費i)	
a	要介護 1	<u>653単位</u>
b	要介護 2	<u>747単位</u>
c	要介護 3	<u>953単位</u>
d	要介護 4	<u>1,040単位</u>

e 要介護 5	<u>1,138単位</u>
(二) 型介護医療院サービス費)	
a 要介護 1	<u>779単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>1,082単位</u>
d 要介護 4	<u>1,170単位</u>
e 要介護 5	<u>1,249単位</u>
型介護医療院サービス費)	
(一) 型介護医療院サービス費i)	
a 要介護 1	<u>653単位</u>
b 要介護 2	<u>748単位</u>
c 要介護 3	<u>954単位</u>
d 要介護 4	<u>1,043単位</u>
e 要介護 5	<u>1,122単位</u>
(二) 型介護医療院サービス費)	
a 要介護 1	<u>763単位</u>
b 要介護 2	<u>859単位</u>
c 要介護 3	<u>1,065単位</u>
d 要介護 4	<u>1,154単位</u>
e 要介護 5	<u>1,233単位</u>
型介護医療院サービス費)	
(一) 型介護医療院サービス費i)	
a 要介護 1	<u>642単位</u>
b 要介護 2	<u>736単位</u>
c 要介護 3	<u>943単位</u>
d 要介護 4	<u>1,032単位</u>
e 要介護 5	<u>1,111単位</u>
(二) 型介護医療院サービス費)	
a 要介護 1	<u>752単位</u>
b 要介護 2	<u>847単位</u>
c 要介護 3	<u>1,054単位</u>

e 要介護 5	<u>1,118単位</u>
(二) 型介護医療院サービス費)	
a 要介護 1	<u>762単位</u>
b 要介護 2	<u>857単位</u>
c 要介護 3	<u>1,062単位</u>
d 要介護 4	<u>1,150単位</u>
e 要介護 5	<u>1,228単位</u>
型介護医療院サービス費)	
(一) 型介護医療院サービス費i)	
a 要介護 1	<u>637単位</u>
b 要介護 2	<u>731単位</u>
c 要介護 3	<u>936単位</u>
d 要介護 4	<u>1,024単位</u>
e 要介護 5	<u>1,102単位</u>
(二) 型介護医療院サービス費)	
a 要介護 1	<u>746単位</u>
b 要介護 2	<u>841単位</u>
c 要介護 3	<u>1,046単位</u>
d 要介護 4	<u>1,134単位</u>
e 要介護 5	<u>1,212単位</u>
型介護医療院サービス費)	
(一) 型介護医療院サービス費i)	
a 要介護 1	<u>626単位</u>
b 要介護 2	<u>720単位</u>
c 要介護 3	<u>925単位</u>
d 要介護 4	<u>1,013単位</u>
e 要介護 5	<u>1,091単位</u>
(二) 型介護医療院サービス費)	
a 要介護 1	<u>735単位</u>
b 要介護 2	<u>830単位</u>
c 要介護 3	<u>1,035単位</u>

d 要介護 4	<u>1,143単位</u>
e 要介護 5	<u>1,222単位</u>
八 特別介護医療院サービス費（1日につき）	
型特別介護医療院サービス費	
(一) 型特別介護医療院サービス費i)	
a 要介護 1	<u>655単位</u>
b 要介護 2	<u>756単位</u>
c 要介護 3	<u>979単位</u>
d 要介護 4	<u>1,071単位</u>
e 要介護 5	<u>1,157単位</u>
(二) 型特別介護医療院サービス費)	
a 要介護 1	<u>757単位</u>
b 要介護 2	<u>861単位</u>
c 要介護 3	<u>1,081単位</u>
d 要介護 4	<u>1,175単位</u>
e 要介護 5	<u>1,259単位</u>
型特別介護医療院サービス費	
(一) 型特別介護医療院サービス費i)	
a 要介護 1	<u>608単位</u>
b 要介護 2	<u>700単位</u>
c 要介護 3	<u>897単位</u>
d 要介護 4	<u>982単位</u>
e 要介護 5	<u>1,056単位</u>
(二) 型特別介護医療院サービス費)	
a 要介護 1	<u>714単位</u>
b 要介護 2	<u>806単位</u>
c 要介護 3	<u>1,003単位</u>
d 要介護 4	<u>1,086単位</u>
e 要介護 5	<u>1,161単位</u>
ニ ユニット型 型介護医療院サービス費（1日につき）	
ユニット型 型介護医療院サービス費)	

d 要介護 4	<u>1,123単位</u>
e 要介護 5	<u>1,201単位</u>
八 特別介護医療院サービス費（1日につき）	
型特別介護医療院サービス費	
(一) 型特別介護医療院サービス費i)	
a 要介護 1	<u>639単位</u>
b 要介護 2	<u>739単位</u>
c 要介護 3	<u>960単位</u>
d 要介護 4	<u>1,052単位</u>
e 要介護 5	<u>1,137単位</u>
(二) 型特別介護医療院サービス費)	
a 要介護 1	<u>740単位</u>
b 要介護 2	<u>843単位</u>
c 要介護 3	<u>1,061単位</u>
d 要介護 4	<u>1,155単位</u>
e 要介護 5	<u>1,238単位</u>
型特別介護医療院サービス費	
(一) 型特別介護医療院サービス費i)	
a 要介護 1	<u>593単位</u>
b 要介護 2	<u>684単位</u>
c 要介護 3	<u>879単位</u>
d 要介護 4	<u>963単位</u>
e 要介護 5	<u>1,037単位</u>
(二) 型特別介護医療院サービス費)	
a 要介護 1	<u>698単位</u>
b 要介護 2	<u>789単位</u>
c 要介護 3	<u>984単位</u>
d 要介護 4	<u>1,066単位</u>
e 要介護 5	<u>1,141単位</u>
ニ ユニット型 型介護医療院サービス費（1日につき）	
ユニット型 型介護医療院サービス費)	

(一) <u>ユニット型 型介護医療院サービス費</u>	
a 要介護 1	842単位
b 要介護 2	951単位
c 要介護 3	1,188単位
d 要介護 4	1,288単位
e 要介護 5	1,379単位

(二) <u>経過的ユニット型 型介護医療院サービス費</u>	
a 要介護 1	842単位
b 要介護 2	951単位
c 要介護 3	1,188単位
d 要介護 4	1,288単位
e 要介護 5	1,379単位

ユニット型 型介護医療院サービス費)

(一) <u>ユニット型 型介護医療院サービス費</u>	
a 要介護 1	832単位
b 要介護 2	939単位
c 要介護 3	1,173単位
d 要介護 4	1,271単位
e 要介護 5	1,361単位

(二) <u>経過的ユニット型 型介護医療院サービス費</u>	
a 要介護 1	832単位
b 要介護 2	939単位
c 要介護 3	1,173単位
d 要介護 4	1,271単位
e 要介護 5	1,361単位

ホ ユニット型 型介護医療院サービス費 (1日につき)

<u>ユニット型 型介護医療院サービス費</u>	
(一) 要介護 1	841 単位
(二) 要介護 2	942 単位
(三) 要介護 3	1,162 単位
(四) 要介護 4	1,255 単位

(一) <u>ユニット型 型介護医療院サービス費i)</u>	
a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	933単位
c 要介護 3	1,168単位
d 要介護 4	1,267単位
e 要介護 5	1,357単位

(二) <u>ユニット型 型介護医療院サービス費)</u>	
a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	933単位
c 要介護 3	1,168単位
d 要介護 4	1,267単位
e 要介護 5	1,357単位

ユニット型 型介護医療院サービス費)

(一) <u>ユニット型 型介護医療院サービス費i)</u>	
a 要介護 1	815単位
b 要介護 2	921単位
c 要介護 3	1,153単位
d 要介護 4	1,250単位
e 要介護 5	1,339単位

(二) <u>ユニット型 型介護医療院サービス費)</u>	
a 要介護 1	815単位
b 要介護 2	921単位
c 要介護 3	1,153単位
d 要介護 4	1,250単位
e 要介護 5	1,339単位

ホ ユニット型 型介護医療院サービス費 (1日につき)

<u>ユニット型 型介護医療院サービス費i)</u>	
(一) 要介護 1	824 単位
(二) 要介護 2	924 単位
(三) 要介護 3	1,142 単位
(四) 要介護 4	1,234 単位

(五) 要介護 5	1,340 単位
<u>経過のユニット型 型介護医療院サービス費</u>	
(一) 要介護 1	841 単位
(二) 要介護 2	942 単位
(三) 要介護 3	1,162 単位
(四) 要介護 4	1,255 単位
(五) 要介護 5	1,340 単位

へ ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）

ユニット型 型特別介護医療院サービス費

(一) ユニット型 型特別介護医療院サービス費

a 要介護 1	791単位
b 要介護 2	893単位
c 要介護 3	1,115単位
d 要介護 4	1,209単位
e 要介護 5	1,292単位

(二) 経過のユニット型 型特別介護医療院サービス費

a 要介護 1	791単位
b 要介護 2	893単位
c 要介護 3	1,115単位
d 要介護 4	1,209単位
e 要介護 5	1,292単位

ユニット型 型特別介護医療院サービス費

(一) ユニット型 型特別介護医療院サービス費

a 要介護 1	800単位
b 要介護 2	896単位
c 要介護 3	1,104単位
d 要介護 4	1,194単位
e 要介護 5	1,272単位

(二) 経過のユニット型 型特別介護医療院サービス費

a 要介護 1	800単位
b 要介護 2	896単位

(五) 要介護 5	1,318 単位
<u>ユニット型 型介護医療院サービス費</u>	
(一) 要介護 1	824 単位
(二) 要介護 2	924 単位
(三) 要介護 3	1,142 単位
(四) 要介護 4	1,234 単位
(五) 要介護 5	1,318 単位

へ ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）

ユニット型 型特別介護医療院サービス費

(一) ユニット型 型特別介護医療院サービス費i)

a 要介護 1	774単位
b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	1,095単位
d 要介護 4	1,188単位
e 要介護 5	1,271単位

(二) ユニット型 型特別介護医療院サービス費

a 要介護 1	774単位
b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	1,095単位
d 要介護 4	1,188単位
e 要介護 5	1,271単位

ユニット型 型特別介護医療院サービス費

(一) ユニット型 型特別介護医療院サービス費i)

a 要介護 1	783単位
b 要介護 2	878単位
c 要介護 3	1,084単位
d 要介護 4	1,173単位
e 要介護 5	1,251単位

(二) ユニット型 型特別介護医療院サービス費

a 要介護 1	783単位
b 要介護 2	878単位

- c 要介護 3 1,104単位
- d 要介護 4 1,194単位
- e 要介護 5 1,272単位

注 1 ~ 3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第百号の二

5 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第百号の三

6・7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ツを算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注9を算定している場合は

- c 要介護 3 1,084単位
- d 要介護 4 1,173単位
- e 要介護 5 1,251単位

注 1 ~ 3 (略)

(新設)

(新設)

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ナを算定している場合は、算定しない。

7 (略)

8 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注7を算定している場合は

算定しない。

11 (略)

12 3イ から までの注4、ロ 及び の注1 及びハ から までの注9に該当する者であって、当該者が入院する病院又は診療所が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従来型個室に入所するものに対して、型介護医療院サービス費、型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費()の療養型介護療養施設サービス費()、()若しくは()、療養型介護療養施設サービス費()の療養型介護療養施設サービス費()若しくは()、療養型介護療養施設サービス費()の療養型介護療養施設サービス費()、療養型経過型介護療養施設サービス費()の療養型経過型介護療養施設サービス費()、療養型経過型介護療養施設サービス費()の療養型経過型介護療養施設サービス費()、診療所型介護療養施設サービス費()の診療所型介護療養施設サービス費()、()若しくは()、診療所型介護療養施設サービス費()の診療所型介護療養施設サービス費()、認知症疾患型介護療養施設サービス費()の認知症疾患型介護療養施設サービス費()、認知症疾患型介護療養施設サービス費()の認知症疾患型介護療養施設サービス費()、認知症疾患型介護療養施設サービス費()の認知症疾患型介護療養施設サービス費()、認知症疾患型介護療養施設サービス費()の認知症疾患型介護療養施設サービス費()又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費()を算定する。

13 (略)

14 ハ 若しくは 又はへ 若しくは を算定している介護

算定しない。

9 (略)

10 3イ から までの注1、ロ 及び の注8 及びハ から までの注6に該当する者であって、当該者が入院する病院又は診療所が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従来型個室に入所するものに対して、型介護医療院サービス費、型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費()の療養型介護療養施設サービス費()、()若しくは()、療養型介護療養施設サービス費()の療養型介護療養施設サービス費()若しくは()、療養型介護療養施設サービス費()の療養型介護療養施設サービス費()、療養型経過型介護療養施設サービス費()の療養型経過型介護療養施設サービス費()、療養型経過型介護療養施設サービス費()の療養型経過型介護療養施設サービス費()、診療所型介護療養施設サービス費()の診療所型介護療養施設サービス費()、()若しくは()、診療所型介護療養施設サービス費()の診療所型介護療養施設サービス費()、認知症疾患型介護療養施設サービス費()の認知症疾患型介護療養施設サービス費()、認知症疾患型介護療養施設サービス費()の認知症疾患型介護療養施設サービス費()、認知症疾患型介護療養施設サービス費()の認知症疾患型介護療養施設サービス費()、認知症疾患型介護療養施設サービス費()の認知症疾患型介護療養施設サービス費()又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費()を算定する。

11 (略)

12 ハ 若しくは 又はへ 若しくは を算定している介護

医療院については、チ、リ、ヌからワまで、ヨ、タ及びナは算定しない。

ト (略)

チ 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5を算定している場合は、算定しない。

リ (略)

(削る)

ヌ 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。

医療院については、チ、リ、ルからヨまで、レ、ソ、ム及びウは算定しない。

ト (略)

チ 再入所時栄養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

リ (略)

ヌ 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護医療院における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

ル 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又

(削る)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百号の四

ル 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

ヲ 経口維持加算

は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ヲ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

ヲ 経口維持加算

経口維持加算) 400 単位
経口維持加算) 100 単位

注 1 については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)
(削る)

(削る)

経口維持加算) 400 単位
経口維持加算) 100 単位

注 1 については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

カ 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する

ワ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

— 口腔衛生管理加算 90 単位

— 口腔衛生管理加算 110 単位

(削る)

(削る)

(削る)

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第六十九号

カ～ネ (略)

(削る)

ヨ 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

タ～ラ (略)

ム 移行定着支援加算

93単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合に、平成33年3月31日までの間、届出を行った日から起算して1年までの期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

— 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って開設した介護医療院であること又は同令附則第6条に規定する介護療養型老人

ナ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 排せつ支援加算) 10 単位
- 排せつ支援加算) 15 単位
- 排せつ支援加算) 20 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」= 厚生労働大臣が定める基準第七十一号の三

ラ 自立支援促進加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

保健施設が平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部若しくは一部を廃止するとともに開設した介護医療院であること。

— 転換を行って介護医療院を開設した等の旨を地域の住民に周知するとともに、当該介護医療院の入所者やその家族等への説明に取り組んでいること。

— 入所者及び家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。

ウ 排せつ支援加算 100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、介護医療院の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)

(新設)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第七十一号の四

△ 科学的介護推進体制加算

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

— 科学的介護推進体制加算 40 単位
— 科学的介護推進体制加算 60 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第九十二号の二

ウ 長期療養生活移行加算 60単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護医療院が、次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合にあっては、入所した日から起算して90日以内の期間に限り、長期療養生活移行加算として、1日につき所定単位数を加算する。

イ 療養病床に1年以上入院していた者であること。

ロ 介護医療院への入所に当たって、当該入所者及びその家族等が、日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設としての取組について説明を受けていること。

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百号の五

㊦ 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

「別に厚生労働大臣が定める施設基準」=厚生労働大臣が定める施設基準第六十八号の七

㊧ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- サービス提供体制強化加算) 22 単位
- サービス提供体制強化加算) 18 単位
- サービス提供体制強化加算) 6 単位

(削る)

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百号の六

㊯ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい

(新設)

㊦ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- サービス提供体制強化加算)イ 18 単位
- サービス提供体制強化加算)ロ 12 単位
- サービス提供体制強化加算) 6 単位
- サービス提供体制強化加算) 6 単位

㊧ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(及び)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す

ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員処遇改善加算) イからノまでにより算定した
単位数の1000分の26に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからノまでにより算定した
単位数の1000分の19に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからノまでにより算定した
単位数の1000分の10に相当する単位数

(削る)

(削る)

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員等特定処遇改善加算) イからノまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算) イからノまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員処遇改善加算) イから $\bar{\text{イ}}$ までにより算定した
単位数の1000分の26に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イから $\bar{\text{イ}}$ までにより算定した
単位数の1000分の19に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イから $\bar{\text{イ}}$ までにより算定した
単位数の1000分の10に相当する単位数

 介護職員処遇改善加算) により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

 介護職員処遇改善加算) により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

オ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員等特定処遇改善加算) イから $\bar{\text{イ}}$ までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算) イから $\bar{\text{イ}}$ までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

別紙 1 - 4

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算
定に関する基準

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)（1月につき）</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>（一）要介護1 <u>5,697単位</u></p> <p>（二）要介護2 <u>10,168単位</u></p> <p>（三）要介護3 <u>16,883単位</u></p> <p>（四）要介護4 <u>21,357単位</u></p> <p>（五）要介護5 <u>25,829単位</u></p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>（一）要介護1 <u>8,312単位</u></p> <p>（二）要介護2 <u>12,985単位</u></p> <p>（三）要介護3 <u>19,821単位</u></p> <p>（四）要介護4 <u>24,434単位</u></p> <p>（五）要介護5 <u>29,601単位</u></p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II)（1月につき）</p> <p>(1) 要介護1 <u>5,697単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>10,168単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>16,883単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>21,357単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>25,829単位</u></p> <p>注1～14 （略）</p> <p>ハ～ヘ （略）</p> <p>ト 認知症専門ケア加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして</p>	<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)（1月につき）</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>（一）要介護1 <u>5,680単位</u></p> <p>（二）要介護2 <u>10,138単位</u></p> <p>（三）要介護3 <u>16,833単位</u></p> <p>（四）要介護4 <u>21,293単位</u></p> <p>（五）要介護5 <u>25,752単位</u></p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>（一）要介護1 <u>8,287単位</u></p> <p>（二）要介護2 <u>12,946単位</u></p> <p>（三）要介護3 <u>19,762単位</u></p> <p>（四）要介護4 <u>24,361単位</u></p> <p>（五）要介護5 <u>29,512単位</u></p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II)（1月につき）</p> <p>(1) 要介護1 <u>5,680単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>10,138単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>16,833単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>21,293単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>25,752単位</u></p> <p>注1～14 （略）</p> <p>ハ～ヘ （略）</p> <p>（新設）</p>

市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 認知症専門ケア加算(I) | 90単位 |
| (2) 認知症専門ケア加算(II) | 120単位 |

- ※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十二号
※ 「別に厚生労働大臣が定める者」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第三十五号の二

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I) | 750単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(II) | 640単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(III) | 350単位 |
- (削る)

- ※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十七号

リ 介護職員処遇改善加算

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I)イ | 640単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ | 500単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(II) | 350単位 |
| (4) サービス提供体制強化加算(III) | 350単位 |

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからチまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
(削る)

- (削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十八号

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 ((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算

定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十八号の二

2 夜間対応型訪問介護費

イ (略)

ロ 夜間対応型訪問介護費(II) 1月につき2,800単位
注1～2 (略)

3 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス（指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する定期巡回サービスをいう。以下同じ。）又は随時訪問サービス（同項に規定する随時訪問サービスをいう。以下同じ。）を行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して

定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護費

イ (略)

ロ 夜間対応型訪問介護費(II) 1月につき2,751単位
注1～2 (略)

3 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス（指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する定期巡回サービスをいう。以下この注において同じ。）又は随時訪問サービス（同項に規定する随時訪問サービスをいう。以下この注において同じ。）を行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する

、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の夜間対応型訪問介護従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、特別地域夜間対応型訪問介護加算として、イについては、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、ロについては1月につき、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める地域」＝厚生労働大臣が定める地域

- 5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の夜間対応型訪問介護従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、イについては、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、ロについては1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める地域」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第一号

- 6 指定夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従

建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

（新設）

（新設）

（新設）

業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第14条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、イについては、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、ロについては1月につき、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める地域」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第二号

7・8 （略）

ハ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① イを算定している場合

（一） <u>認知症専門ケア加算(I)</u>	<u>3単位</u>
（二） <u>認知症専門ケア加算(II)</u>	<u>4単位</u>

② ロを算定している場合

（一） <u>認知症専門ケア加算(I)</u>	<u>90単位</u>
（二） <u>認知症専門ケア加算(II)</u>	<u>120単位</u>

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定め

4・5 （略）
（新設）

る基準第四十二号

※ 「別に厚生労働大臣が定める者」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第三十五号の二の二

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、ロについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。

(1) イを算定している場合

(一) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>	22単位
(二) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	18単位
(三) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	6単位

(削る)

(2) ロを算定している場合

(一) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>	154単位
(二) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	126単位
(三) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	42単位

(削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十号

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1回につき、(3)及び(4)については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。

(1) <u>サービス提供体制強化加算(I)イ</u> (新設) (新設) (新設)	18単位
(2) <u>サービス提供体制強化加算(I)ロ</u>	12単位
(3) <u>サービス提供体制強化加算(II)イ</u> (新設) (新設) (新設)	126単位
(4) <u>サービス提供体制強化加算(II)ロ</u>	84単位

三 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(4)及び(5)については、別に

位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからニまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
(削る)

- (削る)

ハ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- | | |
|----------|--------------|
| (一) 要介護1 | <u>415単位</u> |
| (二) 要介護2 | <u>476単位</u> |

厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからハまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- | | |
|----------|--------------|
| (一) 要介護1 | <u>409単位</u> |
| (二) 要介護2 | <u>469単位</u> |

(三) 要介護 3	<u>538単位</u>
(四) 要介護 4	<u>598単位</u>
(五) 要介護 5	<u>661単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>435単位</u>
(二) 要介護 2	<u>499単位</u>
(三) 要介護 3	<u>564単位</u>
(四) 要介護 4	<u>627単位</u>
(五) 要介護 5	<u>693単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>655単位</u>
(二) 要介護 2	<u>773単位</u>
(三) 要介護 3	<u>893単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,010単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,130単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>676単位</u>
(二) 要介護 2	<u>798単位</u>
(三) 要介護 3	<u>922単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,045単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,168単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>750単位</u>
(二) 要介護 2	<u>887単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,028単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,168単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,308単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>780単位</u>
(二) 要介護 2	<u>922単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,068単位</u>

(三) 要介護 3	<u>530単位</u>
(四) 要介護 4	<u>589単位</u>
(五) 要介護 5	<u>651単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>428単位</u>
(二) 要介護 2	<u>491単位</u>
(三) 要介護 3	<u>555単位</u>
(四) 要介護 4	<u>617単位</u>
(五) 要介護 5	<u>682単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>645単位</u>
(二) 要介護 2	<u>761単位</u>
(三) 要介護 3	<u>879単位</u>
(四) 要介護 4	<u>995単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,113単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>666単位</u>
(二) 要介護 2	<u>786単位</u>
(三) 要介護 3	<u>908単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,029単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,150単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>739単位</u>
(二) 要介護 2	<u>873単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,012単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,150単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,288単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>768単位</u>
(二) 要介護 2	<u>908単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,052単位</u>

(四) 要介護 4	1,216単位
(五) 要介護 5	1,360単位
ロ 療養通所介護費 (1月につき)	12,691単位
(削る)	
(削る)	

注 1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）について、指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定

(四) 要介護 4	1,197単位
(五) 要介護 5	1,339単位
ロ 療養通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	1,012単位
(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	1,519単位

注 1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）について、指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第40条の9第1項に規定する療養通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の

めるところにより算定する。

3 ロについて、入浴介助を行っていない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。また、指定療養通所介護事業所が提供する指定療養通所介護の算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、月5回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4 (略)

5 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、指定地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、イについては1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き算定することができる。

6・7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、注7を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

9 (略)

指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(新設)

3 (略)

(新設)

4・5 (略)

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

10 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) <u>入浴介助加算(I)</u> | <u>40単位</u> |
| (2) <u>入浴介助加算(II)</u> | <u>55単位</u> |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十四号の三

11 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注13を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) <u>生活機能向上連携加算(I)</u> | <u>100単位</u> |
| (2) <u>生活機能向上連携加算(II)</u> | <u>200単位</u> |

8 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

- (新設)
(新設)

9 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

10 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して機能訓練を行っている場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- (新設)
(新設)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十五号の二

13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(Ⅰ)ロは算定しない。

<u>(1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ</u>	<u>56単位</u>
<u>(2) 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ</u>	<u>85単位</u>
<u>(3) 個別機能訓練加算(Ⅱ)</u>	<u>20単位</u>

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十一号の四

14 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<u>(1) A D L維持等加算(Ⅰ)</u>	<u>30単位</u>
<u>(2) A D L維持等加算(Ⅱ)</u>	<u>60単位</u>

11 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

<u>イ 個別機能訓練加算(Ⅰ)</u>	<u>46単位</u>
<u>ロ 個別機能訓練加算(Ⅱ)</u>	<u>56単位</u>
(新設)	

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<u>イ A D L維持等加算(Ⅰ)</u>	<u>3単位</u>
<u>ロ A D L維持等加算(Ⅱ)</u>	<u>6単位</u>

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十六号の二

※ 「別に厚生労働大臣が定める期間」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第三十五号の四

15 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

16 (略)

17 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注18において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理

13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

14 (略)

(新設)

の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十八号の二

18 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) (略)

(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

15 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4)・(5) (略)

19 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) <u>口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ</u> | 20単位 |
| (2) <u>口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ</u> | 5単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十一号の六

20 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、

三・ホ (略)

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

17 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔

次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) 口腔機能向上加算(I) 150単位

(2) 口腔機能向上加算(II) 160単位

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第五十一号の七

(削る)

(削る)

機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること。

18 ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、当該基準による送迎を行った場合は、個別送迎体制強化加算として、1日につき210単位を所定単位数に加算する。

19 ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、当該基準による入浴

21 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、^{くう}口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、指定地域密着型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

22 (略)

23 イについて、指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

24 イについて、利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所

介護を行った場合は、入浴介助体制強化加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。

(新設)

20 (略)

21 指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

22 利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所

介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1回につき、ロについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
 - (二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位
 - (三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位
- (削る)
- (削る)

(2) ロを算定している場合

- (一) サービス提供体制強化加算(III)イ 48単位
- (二) サービス提供体制強化加算(III)ロ 24単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十一号の八

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)
- (削る)

介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位
(新設)
- (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算(III) 6単位
(新設)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(削る)		(5) <u>介護職員処遇改善加算(V)</u> <u>(3)により算定した単位数の10</u> <u>0分の80に相当する単位数</u>	
ホ (略)		ホ (略)	
3 認知症対応型通所介護費		3 認知症対応型通所介護費	
イ 認知症対応型通所介護費(1)		イ 認知症対応型通所介護費(1)	
(1) 認知症対応型通所介護費(i)		(1) 認知症対応型通所介護費(i)	
(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合		(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要介護1	<u>542単位</u>	a 要介護1	<u>540単位</u>
b 要介護2	<u>596単位</u>	b 要介護2	<u>594単位</u>
c 要介護3	<u>652単位</u>	c 要介護3	<u>650単位</u>
d 要介護4	<u>707単位</u>	d 要介護4	<u>705単位</u>
e 要介護5	<u>761単位</u>	e 要介護5	<u>759単位</u>
(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合		(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要介護1	<u>568単位</u>	a 要介護1	<u>566単位</u>
b 要介護2	<u>625単位</u>	b 要介護2	<u>623単位</u>
c 要介護3	<u>683単位</u>	c 要介護3	<u>681単位</u>
d 要介護4	<u>740単位</u>	d 要介護4	<u>738単位</u>
e 要介護5	<u>797単位</u>	e 要介護5	<u>795単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合		(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要介護1	<u>856単位</u>	a 要介護1	<u>853単位</u>
b 要介護2	<u>948単位</u>	b 要介護2	<u>945単位</u>
c 要介護3	<u>1,038単位</u>	c 要介護3	<u>1,035単位</u>
d 要介護4	<u>1,130単位</u>	d 要介護4	<u>1,127単位</u>
e 要介護5	<u>1,223単位</u>	e 要介護5	<u>1,219単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合		(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要介護1	<u>878単位</u>	a 要介護1	<u>875単位</u>
b 要介護2	<u>972単位</u>	b 要介護2	<u>969単位</u>
c 要介護3	<u>1,064単位</u>	c 要介護3	<u>1,061単位</u>
d 要介護4	<u>1,159単位</u>	d 要介護4	<u>1,156単位</u>
e 要介護5	<u>1,254単位</u>	e 要介護5	<u>1,250単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合		(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	

a 要介護 1	<u>992単位</u>
b 要介護 2	<u>1,100単位</u>
c 要介護 3	<u>1,208単位</u>
d 要介護 4	<u>1,316単位</u>
e 要介護 5	<u>1,424単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>1,024単位</u>
b 要介護 2	<u>1,135単位</u>
c 要介護 3	<u>1,246単位</u>
d 要介護 4	<u>1,359単位</u>
e 要介護 5	<u>1,469単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>490単位</u>
b 要介護 2	<u>540単位</u>
c 要介護 3	<u>588単位</u>
d 要介護 4	<u>638単位</u>
e 要介護 5	<u>687単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>514単位</u>
b 要介護 2	<u>565単位</u>
c 要介護 3	<u>617単位</u>
d 要介護 4	<u>668単位</u>
e 要介護 5	<u>719単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>769単位</u>
b 要介護 2	<u>852単位</u>
c 要介護 3	<u>934単位</u>
d 要介護 4	<u>1,014単位</u>
e 要介護 5	<u>1,097単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	

a 要介護 1	<u>989単位</u>
b 要介護 2	<u>1,097単位</u>
c 要介護 3	<u>1,204単位</u>
d 要介護 4	<u>1,312単位</u>
e 要介護 5	<u>1,420単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>1,021単位</u>
b 要介護 2	<u>1,132単位</u>
c 要介護 3	<u>1,242単位</u>
d 要介護 4	<u>1,355単位</u>
e 要介護 5	<u>1,465単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>489単位</u>
b 要介護 2	<u>538単位</u>
c 要介護 3	<u>586単位</u>
d 要介護 4	<u>636単位</u>
e 要介護 5	<u>685単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>512単位</u>
b 要介護 2	<u>563単位</u>
c 要介護 3	<u>615単位</u>
d 要介護 4	<u>666単位</u>
e 要介護 5	<u>717単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>767単位</u>
b 要介護 2	<u>849単位</u>
c 要介護 3	<u>931単位</u>
d 要介護 4	<u>1,011単位</u>
e 要介護 5	<u>1,094単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	

a	要介護 1	<u>788単位</u>
b	要介護 2	<u>874単位</u>
c	要介護 3	<u>958単位</u>
d	要介護 4	<u>1,040単位</u>
e	要介護 5	<u>1,125単位</u>
(五)	所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>892単位</u>
b	要介護 2	<u>987単位</u>
c	要介護 3	<u>1,084単位</u>
d	要介護 4	<u>1,181単位</u>
e	要介護 5	<u>1,276単位</u>
(六)	所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>920単位</u>
b	要介護 2	<u>1,018単位</u>
c	要介護 3	<u>1,118単位</u>
d	要介護 4	<u>1,219単位</u>
e	要介護 5	<u>1,318単位</u>
ロ	認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1)	所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一)	要介護 1	<u>266単位</u>
(二)	要介護 2	<u>276単位</u>
(三)	要介護 3	<u>285単位</u>
(四)	要介護 4	<u>294単位</u>
(五)	要介護 5	<u>304単位</u>
(2)	所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一)	要介護 1	<u>278単位</u>
(二)	要介護 2	<u>289単位</u>
(三)	要介護 3	<u>298単位</u>
(四)	要介護 4	<u>308単位</u>
(五)	要介護 5	<u>318単位</u>
(3)	所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	

a	要介護 1	<u>786単位</u>
b	要介護 2	<u>871単位</u>
c	要介護 3	<u>955単位</u>
d	要介護 4	<u>1,037単位</u>
e	要介護 5	<u>1,122単位</u>
(五)	所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>889単位</u>
b	要介護 2	<u>984単位</u>
c	要介護 3	<u>1,081単位</u>
d	要介護 4	<u>1,177単位</u>
e	要介護 5	<u>1,272単位</u>
(六)	所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a	要介護 1	<u>917単位</u>
b	要介護 2	<u>1,015単位</u>
c	要介護 3	<u>1,115単位</u>
d	要介護 4	<u>1,215単位</u>
e	要介護 5	<u>1,314単位</u>
ロ	認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1)	所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一)	要介護 1	<u>265単位</u>
(二)	要介護 2	<u>275単位</u>
(三)	要介護 3	<u>284単位</u>
(四)	要介護 4	<u>293単位</u>
(五)	要介護 5	<u>303単位</u>
(2)	所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一)	要介護 1	<u>277単位</u>
(二)	要介護 2	<u>288単位</u>
(三)	要介護 3	<u>297単位</u>
(四)	要介護 4	<u>307単位</u>
(五)	要介護 5	<u>317単位</u>
(3)	所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	

(一) 要介護 1	<u>444単位</u>
(二) 要介護 2	<u>459単位</u>
(三) 要介護 3	<u>476単位</u>
(四) 要介護 4	<u>492単位</u>
(五) 要介護 5	<u>509単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>456単位</u>
(二) 要介護 2	<u>471単位</u>
(三) 要介護 3	<u>488単位</u>
(四) 要介護 4	<u>505単位</u>
(五) 要介護 5	<u>521単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>522単位</u>
(二) 要介護 2	<u>541単位</u>
(三) 要介護 3	<u>559単位</u>
(四) 要介護 4	<u>577単位</u>
(五) 要介護 5	<u>597単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>539単位</u>
(二) 要介護 2	<u>558単位</u>
(三) 要介護 3	<u>577単位</u>
(四) 要介護 4	<u>596単位</u>
(五) 要介護 5	<u>617単位</u>

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型通所介護（

(一) 要介護 1	<u>443単位</u>
(二) 要介護 2	<u>458単位</u>
(三) 要介護 3	<u>475単位</u>
(四) 要介護 4	<u>491単位</u>
(五) 要介護 5	<u>507単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>455単位</u>
(二) 要介護 2	<u>470単位</u>
(三) 要介護 3	<u>487単位</u>
(四) 要介護 4	<u>503単位</u>
(五) 要介護 5	<u>519単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>520単位</u>
(二) 要介護 2	<u>539単位</u>
(三) 要介護 3	<u>557単位</u>
(四) 要介護 4	<u>575単位</u>
(五) 要介護 5	<u>595単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>537単位</u>
(二) 要介護 2	<u>556単位</u>
(三) 要介護 3	<u>575単位</u>
(四) 要介護 4	<u>594単位</u>
(五) 要介護 5	<u>615単位</u>

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型通所介護（

指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

3 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き算定することができる。

4 (略)

5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する従業者又は指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する従業者をいう。)が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定地域密

指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

(新設)

3 (略)

(新設)

着型サービス基準第54条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める地域」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第二号

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 入浴介助加算(I) | 40単位 |
| (2) 入浴介助加算(II) | 55単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十四号の三

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- (1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

(新設)
(新設)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第十五号の二

8 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算(I)として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

6 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、利用者に対して指定認知症対応型通所介護を行

(新設)

った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|------|
| (1) ADL維持等加算(I) | 30単位 |
| (2) ADL維持等加算(II) | 60単位 |

- ※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十六号の二
※ 「別に厚生労働大臣が定める期間」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第三十七号

10 （略）

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注12において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、

7 （略）
（新設）

当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十八号の二

12 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) (略)

(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

記録していること。

(4)・(5) (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) <u>口腔・栄養スクリーニング加算(I)</u> | 20単位 |
| (2) <u>口腔・栄養スクリーニング加算(II)</u> | 5単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十九号の二

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるい

三・ホ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機

れかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) 口腔機能向上加算(I) 150単位

(2) 口腔機能向上加算(II) 160単位

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十一号の十一

15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合は、

能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(新設)

科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

16～18 (略)

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I) | 22単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(II) | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十二号

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認

11～13 (略)

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I)イ | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ | 12単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(II) | 6単位 |

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認

知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

ホ (略)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>10,423単位</u>
(二) 要介護2	<u>15,318単位</u>
(三) 要介護3	<u>22,283単位</u>
(四) 要介護4	<u>24,593単位</u>
(五) 要介護5	<u>27,117単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>9,391単位</u>
(二) 要介護2	<u>13,802単位</u>
(三) 要介護3	<u>20,076単位</u>
(四) 要介護4	<u>22,158単位</u>
(五) 要介護5	<u>24,433単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>570単位</u>
(2) 要介護2	<u>638単位</u>
(3) 要介護3	<u>707単位</u>
(4) 要介護4	<u>774単位</u>

知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ホ (略)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>10,364単位</u>
(二) 要介護2	<u>15,232単位</u>
(三) 要介護3	<u>22,157単位</u>
(四) 要介護4	<u>24,454単位</u>
(五) 要介護5	<u>26,964単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>9,338単位</u>
(二) 要介護2	<u>13,724単位</u>
(三) 要介護3	<u>19,963単位</u>
(四) 要介護4	<u>22,033単位</u>
(五) 要介護5	<u>24,295単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>567単位</u>
(2) 要介護2	<u>634単位</u>
(3) 要介護3	<u>703単位</u>
(4) 要介護4	<u>770単位</u>

(5) 要介護 5 840単位

注 1～6 (略)

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の小規模多機能型居宅介護従業者が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める地域」＝厚生労働大臣が定める地域

8 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の小規模多機能型居宅介護従業者が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イについては1月につき、ロについては1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める地域」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第一号

9 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

注 ロについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機

(5) 要介護 5

835単位

注 1～6 (略)

(新設)

(新設)

7 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

へ～ヌ (略)

ル 生活機能向上連携加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)について、介護支援専門員（指定地域密着型サービス基準第63条第10項に規定する介護支援専門員をいう。注2において同じ。）が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型サービス基準第77条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (略)

ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ホ～リ (略)

ヌ 生活機能向上連携加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)について、介護支援専門員（指定地域密着型サービス基準第63条第10項に規定する介護支援専門員をいう。注2において同じ。）が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型サービス基準第77条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護計画をいう。この注及び注2において同じ。）を作成し、当該小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (略)

ル 栄養スクリーニング加算 5単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第四十二号の六

ワ 科学的介護推進体制加算

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

カ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イを算定している場合
 - (一) サービス提供体制強化加算(I) 750単位
 - (二) サービス提供体制強化加算(II) 640単位
 - (三) サービス提供体制強化加算(III) 350単位
 - (削る)
- (2) ロを算定している場合
 - (一) サービス提供体制強化加算(I) 25単位

(新設)

ク サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イを算定している場合
 - (一) サービス提供体制強化加算(I)イ 640単位
 - (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 500単位
 - (三) サービス提供体制強化加算(II) 350単位
 - (四) サービス提供体制強化加算(III) 350単位
- (2) ロを算定している場合
 - (一) サービス提供体制強化加算(I)イ 21単位

- (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 21単位
- (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位
- (削る)

- (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 16単位
- (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 12単位
- (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十七号

ヨ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからカまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからカまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからカまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (削る)

(削る)

タ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指

ワ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4及び5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指

定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

- (一) 要介護1 764単位
- (二) 要介護2 800単位
- (三) 要介護3 823単位
- (四) 要介護4 840単位
- (五) 要介護5 858単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(II)

- (一) 要介護1 752単位
- (二) 要介護2 787単位
- (三) 要介護3 811単位
- (四) 要介護4 827単位
- (五) 要介護5 844単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

- (一) 要介護1 792単位
- (二) 要介護2 828単位
- (三) 要介護3 853単位
- (四) 要介護4 869単位
- (五) 要介護5 886単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)

- (一) 要介護1 780単位

定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからコまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからコまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

- (一) 要介護1 761単位
- (二) 要介護2 797単位
- (三) 要介護3 820単位
- (四) 要介護4 837単位
- (五) 要介護5 854単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(II)

- (一) 要介護1 749単位
- (二) 要介護2 784単位
- (三) 要介護3 808単位
- (四) 要介護4 824単位
- (五) 要介護5 840単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

- (一) 要介護1 789単位
- (二) 要介護2 825単位
- (三) 要介護3 849単位
- (四) 要介護4 865単位
- (五) 要介護5 882単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)

- (一) 要介護1 777単位

(二) 要介護 2	816単位
(三) 要介護 3	840単位
(四) 要介護 4	857単位
(五) 要介護 5	873単位

注 1・2 (略)

3 イ(2)及びロ(2)について、共同生活住居の数が3である指定認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合(指定地域密着型サービス基準第90条第1項ただし書に規定する場合に限る。)に、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数から1日につき50単位を差し引いて得た単位数を算定する。

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(二) 要介護 2	813単位
(三) 要介護 3	837単位
(四) 要介護 4	853単位
(五) 要介護 5	869単位

注 1・2 (略)

(新設)

3・4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。

6 (略)

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ハ～ヘ (略)

ト 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

注1 (1)について、計画作成担当者（指定地域密着型サービス基準第90条第5項に規定する計画作成担当者をいう。注2において同じ。）が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画（指定地域密着型サービス基準第98条第1項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合には算定しない。

ハ～ヘ (略)

ト 生活機能向上連携加算

200単位

(新設)

(新設)

(新設)

注 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者（指定地域密着型サービス基準第90条第5項に規定する計画作成担当者をいう。リにおいて同じ。）が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画（指定地域密着型サービス基準第90条第5項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下この注において同じ。）を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったとき

チ 栄養管理体制加算 30単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士（当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。）が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十八号の五

リ (略)

ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十二号の六

ル 科学的介護推進体制加算 40単位

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護

は、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

チ (略)

リ 栄養スクリーニング加算 5単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(新設)

事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

㍉ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I) | 22単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(II) | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(III)
(削る) | 6単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十九号

㍊ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲

㍉ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I)イ | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ | 12単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(II) | 6単位 |
| (4) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |

㍊ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲

げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからㄩまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからㄩまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからㄩまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
(削る)

- (削る)

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからㄩまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからㄩまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 542単位
- (2) 要介護2 609単位

げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからㄩまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからㄩまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからㄩまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ㄩ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからㄩまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからㄩまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 535単位
- (2) 要介護2 601単位

- (3) 要介護 3 679単位
- (4) 要介護 4 744単位
- (5) 要介護 5 813単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護 1 542単位
- (2) 要介護 2 609単位
- (3) 要介護 3 679単位
- (4) 要介護 4 744単位
- (5) 要介護 5 813単位

注 1～3 （略）

4 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、トを算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 入居継続支援加算(I) 36単位

(2) 入居継続支援加算(II) 22単位

(削る)

- (3) 要介護 3 670単位
- (4) 要介護 4 734単位
- (5) 要介護 5 802単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護 1 535単位
- (2) 要介護 2 601単位
- (3) 要介護 3 670単位
- (4) 要介護 4 734単位
- (5) 要介護 5 802単位

注 1～3 （略）

4 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、1日につき36単位を所定単位数に加算する。ただし、ヘを算定している場合においては、算定しない。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。

(2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法（地域密着型サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。）で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

(3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第9号に規定する基準に該当していないこと。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十二号の三

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注6を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

(1) 生活機能向上連携加算(I)	100単位
(2) 生活機能向上連携加算(II)	200単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十二号の四

6 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算(I)として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

6 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位

(2) ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十六号の二

※ 「別に厚生労働大臣が定める期間」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第四十一号の二

8～11 (略)

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

(新設)

7～10 (略)

11 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十二号の六

ハ (略)

ニ 看取り介護加算

注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(I)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

2 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(II)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、看取り介護加算(I)を算定している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

ヘ 科学的介護推進体制加算

ハ (略)

ニ 看取り介護加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

ホ (略)

(新設)

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画（指定地域密着型サービス基準第119条第1項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。）を見直すなど、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定地域密着型特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| <u>(1) サービス提供体制強化加算(I)</u> | <u>22単位</u> |
| <u>(2) サービス提供体制強化加算(II)</u> | <u>18単位</u> |
| <u>(3) サービス提供体制強化加算(III)</u>
(削る) | <u>6単位</u> |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第六十一号

チ 介護職員処遇改善加算

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| <u>(1) サービス提供体制強化加算(I)イ</u> | <u>18単位</u> |
| <u>(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ</u> | <u>12単位</u> |
| <u>(3) サービス提供体制強化加算(II)</u> | <u>6単位</u> |
| <u>(4) サービス提供体制強化加算(III)</u> | <u>6単位</u> |

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
(削る)

- (削る)

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 ((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからハまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第六十二号の二

7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)	
	(一) 要介護1	<u>582単位</u>
	(二) 要介護2	<u>651単位</u>
	(三) 要介護3	<u>722単位</u>
	(四) 要介護4	<u>792単位</u>
	(五) 要介護5	<u>860単位</u>
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき)	
	(一) 要介護1	<u>582単位</u>
	(二) 要介護2	<u>651単位</u>
	(三) 要介護3	<u>722単位</u>
	(四) 要介護4	<u>792単位</u>
	(五) 要介護5	<u>860単位</u>
ロ	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
	(1) <u>ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</u> (1日につき)	
	(一) 要介護1	<u>661単位</u>
	(二) 要介護2	<u>730単位</u>
	(三) 要介護3	<u>803単位</u>
	(四) 要介護4	<u>874単位</u>
	(五) 要介護5	<u>942単位</u>
	(2) <u>経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</u> (1日につき)	
	(一) 要介護1	<u>661単位</u>

7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)	
	(一) 要介護1	<u>567単位</u>
	(二) 要介護2	<u>636単位</u>
	(三) 要介護3	<u>706単位</u>
	(四) 要介護4	<u>776単位</u>
	(五) 要介護5	<u>843単位</u>
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき)	
	(一) 要介護1	<u>567単位</u>
	(二) 要介護2	<u>636単位</u>
	(三) 要介護3	<u>706単位</u>
	(四) 要介護4	<u>776単位</u>
	(五) 要介護5	<u>843単位</u>
ロ	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
	(1) <u>ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</u> (I) (1日につき)	
	(一) 要介護1	<u>646単位</u>
	(二) 要介護2	<u>714単位</u>
	(三) 要介護3	<u>787単位</u>
	(四) 要介護4	<u>857単位</u>
	(五) 要介護5	<u>925単位</u>
	(2) <u>ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</u> (II) (1日につき)	
	(一) 要介護1	<u>646単位</u>

(二) 要介護 2	<u>730単位</u>
(三) 要介護 3	<u>803単位</u>
(四) 要介護 4	<u>874単位</u>
(五) 要介護 5	<u>942単位</u>

ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）

(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護 1	<u>676単位</u>
(二) 要介護 2	<u>742単位</u>
(三) 要介護 3	<u>812単位</u>
(四) 要介護 4	<u>878単位</u>
(五) 要介護 5	<u>943単位</u>

(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護 1	<u>676単位</u>
(二) 要介護 2	<u>742単位</u>
(三) 要介護 3	<u>812単位</u>
(四) 要介護 4	<u>878単位</u>
(五) 要介護 5	<u>943単位</u>

ニ 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）

(1) 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護 1	<u>748単位</u>
(二) 要介護 2	<u>813単位</u>
(三) 要介護 3	<u>885単位</u>
(四) 要介護 4	<u>952単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,016単位</u>

(2) 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護 1	<u>748単位</u>
(二) 要介護 2	<u>813単位</u>

(二) 要介護 2	<u>714単位</u>
(三) 要介護 3	<u>787単位</u>
(四) 要介護 4	<u>857単位</u>
(五) 要介護 5	<u>925単位</u>

ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）

(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護 1	<u>661単位</u>
(二) 要介護 2	<u>726単位</u>
(三) 要介護 3	<u>796単位</u>
(四) 要介護 4	<u>861単位</u>
(五) 要介護 5	<u>926単位</u>

(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護 1	<u>661単位</u>
(二) 要介護 2	<u>726単位</u>
(三) 要介護 3	<u>796単位</u>
(四) 要介護 4	<u>861単位</u>
(五) 要介護 5	<u>926単位</u>

ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）

(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護 1	<u>732単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>868単位</u>
(四) 要介護 4	<u>934単位</u>
(五) 要介護 5	<u>998単位</u>

(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護 1	<u>732単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>

- (三) 要介護 3 885単位
- (四) 要介護 4 952単位
- (五) 要介護 5 1,016単位

注 1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第六十三号の二

6 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第六十五号

7～10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、外部との連携により、入所者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注12を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

- (1) 生活機能向上連携加算(1) 100単位

- (三) 要介護 3 868単位
- (四) 要介護 4 934単位
- (五) 要介護 5 998単位

注 1～4 (略)

(新設)

(新設)

5～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)

200単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十二号の四

12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(Ⅰ)として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) A D L維持等加算(Ⅰ) 30単位

(2) A D L維持等加算(Ⅱ) 60単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定め

(新設)

10 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

(新設)

る基準第十六号の二

※ 「別に厚生労働大臣が定める期間」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第四十三号の二

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。）に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ㄨを算定している場合は、算定しない。

15～18 （略）

19 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定地域密着型介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注18に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

20・21 （略）

ホ （略）

へ 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。）に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ㄨを算定している場合は、算定しない。

12～15 （略）

16 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定地域密着型介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注15に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

17・18 （略）

ホ （略）

へ 再入所時栄養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者

に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注6を算定している場合は、算定しない。

ト (略)
(削る)

チ 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(削る)

に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、チを算定していない場合は、算定しない。

ト (略)

チ 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

リ 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な者であつて、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第六十五号の三

リ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからラまでの注6を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

ヌ 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥^{えん}が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合であって

とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ヌ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

ル 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥^{えん}が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合であって

は、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注6又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)
(削る)

(削る)

ル 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 口腔衛生管理加算(I) 90単位
(2) 口腔衛生管理加算(II) 110単位
(削る)

は、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ヲ 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ヅ 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、

(削る)

(削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第六十九号

ヲ・ヅ (略)

カ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(I)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定地域密着型介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(II)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡

口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

カ・ク (略)

タ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(I)として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定地域密着型介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(II)として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただ

日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。
ただし、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

※ 「別に厚生労働大臣が定める施設基準」＝厚生労働大臣が定める施設基準第四十五号

※ 「別に厚生労働大臣が定める期間」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第四十八号

ヨ～ツ (略)

ネ 褥瘡^{じよくそう}マネジメント加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡^{じよくそう}管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 褥瘡^{じよくそう}マネジメント加算(Ⅰ) 3単位

(2) 褥瘡^{じよくそう}マネジメント加算(Ⅱ) 13単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第七十一号の二

ナ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

し、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

レ～ナ (略)

ラ 褥瘡^{じよくそう}マネジメント加算

10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡^{じよくそう}管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ム 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定地域密着型介護老人福祉施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属

- (1) 排せつ支援加算(I) 10単位
- (2) 排せつ支援加算(II) 15単位
- (3) 排せつ支援加算(III) 20単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第七十一号の三

エ 自立支援促進加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第七十一号の四

ウ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 科学的介護推進体制加算(I) 40単位
- (2) 科学的介護推進体制加算(II) 50単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定め

する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

る基準第七十一号の五

ウ 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める施設基準」＝厚生労働大臣が定める施設基準第四十五号の二

エ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I) | 22単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(II) | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |
- (削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第七十二号

オ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の

(新設)

ウ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I)イ | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ | 12単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(II) | 6単位 |
| (4) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |

エ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の

賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (削る)
- (削る)

オ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからウまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第七十三号の二

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

（一）要介護1	<u>12,438単位</u>
（二）要介護2	<u>17,403単位</u>
（三）要介護3	<u>24,464単位</u>
（四）要介護4	<u>27,747単位</u>
（五）要介護5	<u>31,386単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

（一）要介護1	<u>11,206単位</u>
（二）要介護2	<u>15,680単位</u>
（三）要介護3	<u>22,042単位</u>
（四）要介護4	<u>25,000単位</u>
（五）要介護5	<u>28,278単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>570単位</u>
(2) 要介護2	<u>637単位</u>
(3) 要介護3	<u>705単位</u>
(4) 要介護4	<u>772単位</u>
(5) 要介護5	<u>838単位</u>

注1～3（略）

4 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する通いサービスをいう。）、訪問サービス（同項に規定する訪問サービスをいう。）及び宿泊サービス（同条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）の算定月における提供回数について、登録者（短期利用居

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

（一）要介護1	<u>12,401単位</u>
（二）要介護2	<u>17,352単位</u>
（三）要介護3	<u>24,392単位</u>
（四）要介護4	<u>27,665単位</u>
（五）要介護5	<u>31,293単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

（一）要介護1	<u>11,173単位</u>
（二）要介護2	<u>15,634単位</u>
（三）要介護3	<u>21,977単位</u>
（四）要介護4	<u>24,926単位</u>
（五）要介護5	<u>28,195単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>568単位</u>
(2) 要介護2	<u>635単位</u>
(3) 要介護3	<u>703単位</u>
(4) 要介護4	<u>770単位</u>
(5) 要介護5	<u>836単位</u>

注1～3（略）

4 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する通いサービスをいう。）、訪問サービス（同項に規定する訪問サービスをいう。）及び宿泊サービス（同条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）の算定月における提供回数について、登録者（短期利用居

宅介護費を算定する者を除く。) 1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

5 イについては、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、注11における届出をしている場合にあっては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める地域」=厚生労働大臣が定める地域

7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イについては1月につき、ロについては1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

宅介護費を算定する者を除く。へにおいて同じ。) 1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

5 イについては、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、注9における届出をしている場合にあっては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

(新設)

(新設)

※ 「別に厚生労働大臣が定める地域」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第一号

8～13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

注 ロについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

ヘ (略)

ト 栄養アセスメント加算 50単位

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（チにおいて「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

6～11 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

ホ (略)

(新設)

(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

(4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であること。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十八号の二

チ 栄養改善加算 200単位

(新設)

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であること。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第十九号

リ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) <u>口腔・栄養スクリーニング加算(I)</u> | 20単位 |
| (2) <u>口腔・栄養スクリーニング加算(II)</u> | 5単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第十九号の二

ヌ 口腔機能向上加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げ

ヘ 栄養スクリーニング加算 5単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)
(新設)

(新設)

る区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) 口腔機能向上加算(I) 150単位

(2) 口腔機能向上加算(II) 160単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第七十五号の二

ル～レ (略)

ロ 褥瘡マネジメント加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 褥瘡マネジメント加算(I) 3単位

(2) 褥瘡マネジメント加算(II) 13単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第七十一号の二

ツ 排せつ支援加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合して

ト～ワ (略)

(新設)

(新設)

いるものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型
居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの排せつに係
る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月
につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げ
るいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ
るその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 排せつ支援加算(I) | 10単位 |
| (2) 排せつ支援加算(II) | 15単位 |
| (3) 排せつ支援加算(III) | 20単位 |

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定め
る基準第七十一号の三

ネ 科学的介護推進体制加算

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているも
のとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介
護事業所が、利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護
を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する

- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の
状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を
、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて看護小規模多機能居宅介護計画（指定地域
密着型サービス基準第179条第1項に規定する看護小規模
多機能居宅介護計画をいう。）を見直すなど、指定看護小
規模多機能型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情
報その他指定看護小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効
に提供するために必要な情報を活用していること。

ナ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして
市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(新設)

カ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして
市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

(一) サービス提供体制強化加算(I)	750単位
(二) サービス提供体制強化加算(II)	640単位
(三) サービス提供体制強化加算(III)	350単位
(削る)	

(2) ロを算定している場合

(一) サービス提供体制強化加算(I)	25単位
(二) サービス提供体制強化加算(II)	21単位
(三) サービス提供体制強化加算(III)	12単位
(削る)	

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第八十号

㍺ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからナまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	640単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	500単位
(三) サービス提供体制強化加算(II)	350単位
(四) サービス提供体制強化加算(III)	350単位

(2) ロを算定している場合

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	21単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	16単位
(三) サービス提供体制強化加算(II)	12単位
(四) サービス提供体制強化加算(III)	12単位

㍻ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからカまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからナまでにより算定した
単位数の1000分の74に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからナまでにより算定した
単位数の1000分の41に相当する単位数
(削る)

(削る)

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからナまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからナまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからカまでにより算定した
単位数の1000分の74に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからカまでにより算定した
単位数の1000分の41に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の10
0分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の10
0分の80に相当する単位数

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数